

# 香 取 市 地 域 防 災 計 画

資 料 編



## 目 次

【資料 1】 各部の災害予防事務	資-1
【資料 2】 香取市災害警戒本部事務分掌	資-3
【資料 3】 香取市災害警戒本部員	資-5
【資料 4】 震度階級表	資-6
【資料 5】 地震情報等伝達系統	資-8
【資料 6】 気象予報等の基準	資-9
【資料 7】 気象予報警報等伝達系統	資-14
【資料 8-1】 広報体制	資-15
【資料 8-2】 災害時に利用可能な無線局	資-16
【資料 9】 NTT 災害用伝言ダイヤルを利用した安否確認	資-19
【資料 10-1】 災害危険指定一覧（重要水防箇所）	資-20
【資料 10-2】 災害危険指定一覧（急傾斜地崩壊危険区域指定箇所）	資-26
【資料 10-3】 災害危険指定一覧（土砂災害（特別）警戒区域）	資-28
【資料 10-4】 災害危険指定一覧（山地災害危険地区）	資-33
【資料 11】 応急給水設備等（市保有分）	資-34
【資料 12】 市有車両一覧	資-35
【資料 13】 災害時緊急通行車両一覧	資-35
【資料 14】 指定緊急避難場所及び指定避難所	資-37
【資料 15】 要配慮者施設	資-41
【資料 16】 臨時ヘリポート	資-48
【資料 17】 災害拠点病院	資-49
【資料 18】 市内医療機関（医師会所属）	資-50
【資料 19】 市内歯科医療機関（歯科医師会所属）	資-52
【資料 20】 市内医薬品等調達先（薬剤師会所属）	資-54
【資料 21】 指定文化財一覧	資-55
【資料 22】 消防力の現況	資-62
【資料 23】 警察施設の状況	資-64
【資料 24】 火葬場・葬祭事業者一覧	資-65
【資料 25】 電力施設	資-66

【資料 26】	千葉県建設業協会香取支部 .....	資-66
【資料 27】	香取市防災会議委員名簿 .....	資-67
【資料 28】	災害対策関係機関一覧 .....	資-68
【資料 29】	市関係施設電話番号 .....	資-70
法—1	香取市防災会議条例 .....	資-72
法—2	香取市災害対策本部条例 .....	資-73
法—3	香取市り災証明書等の交付に関する事務取扱規程 .....	資-74
法—4	香取市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱 .....	資-76
法—5	災害報告取扱要領 .....	資-78
法—6	災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用 .....	資-82
法—7	局地激甚災害指定基準 .....	資-84
法—8	激甚災害指定基準 .....	資-85
協定	災害時協定一覧 .....	資-87
様式	自衛隊災害派遣要請書等 .....	資-92

## 【資料1】 各部の災害予防事務

部	課(局)	災害予防事務
各課共通事項 (行政委員会を含む)		1 災害応急対策、復旧計画等の習熟に関すること 2 災害時の的確な活動方法・体制の整備に関すること 3 災害応急対応マニュアルの作成に関すること
総務企画部 議会事務局	総務課 秘書広報課 会計課 監査委員事務局	1 非常配備に関すること 2 防災計画の企画、立案、見直しに関すること 3 災害時応援協定に関すること 4 防災業務の総合調整に関すること 5 関係施策・事業に対する地域防災計画との整合性の検証に関すること 6 災害関連法規の整理に関すること 7 備蓄計画に関すること 8 備蓄倉庫、資機材等の管理、点検、整備に関すること 9 緊急通信システムの運用管理に関すること 10 災害時における情報伝達方法の啓発に関すること 11 庁内電話等通信施設の整備に関すること 12 電子計算システムの安全性の確保に関すること 13 代替システムの確保に関すること 14 職員の防災研修とその効果の検証に関すること 15 職員の動員計画の立案に関すること 16 幹部職員の初動体制整備に関すること 17 職員の連絡態勢の検証に関すること 18 市民・事業者に対する防災対策の啓発に関すること 19 義援金に対する受入れ事務に関すること
	企画政策課 財政課 税務課 債権管理課	1 部の非常配備に関すること 2 災害関係施策・事業の調整に関すること 3 被害金額の取りまとめに関すること 4 庁舎の安全対策に関すること 5 非常電源等電気施設の整備に関すること 6 調査体制の整備に関すること 7 調査に関する資料の整備に関すること 8 外国人市民向け防災冊子の作成に関すること
福祉健康部	社会福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課 市民課 健康づくり課	1 部の非常配備に関すること 2 災害関連法規の整理に関すること 3 管施設の安全確保に関すること 4 要配慮者に対する援護策の検討に関すること 5 避難所開設の対応に関すること 6 福祉施設整備に関する企画・立案・実施時の防災的配慮に関すること

部	課(局)	災害予防事務
		7 ボランティア（福祉活動に関するもの）の受入れに関する こと 8 民生委員・児童委員、社会福祉協議会との協力・連携体 制の整備に関する こと 9 医薬品の調達計画に関する こと 10 災害時における保健予防計画に関する こと 11 衛生医薬品の確保等に関する こと
生活経済部	農政課 商工観光課 環境安全課 農業委員会事務局 市民協働課 支所課	1 部の非常配備に関する こと 2 物資供給計画に関する こと 3 救援物資の保管計画に関する こと 4 災害廃棄物等の処分計画に関する こと 5 災害ごみの処分方法に対する啓発に関する こと 6 防災面からの交通安全対策に対する啓発指導に関する こと 7 自治会との連携に関する こと 8 ボランティアの受入れに関する こと 9 災害時の専門的相談体制の確立に関する こと 10 各支所の防災対策に関する こと
建設水道部	都市整備課 土木課 水道課 下水道課	1 部の非常配備に関する こと 2 所管施設の安全確保に関する こと 3 防災的な都市計画の立案に関する こと 4 開発許可申請時における防災上の指導に関する こと 5 都市防災に配慮した都市景観の形成に関する こと 6 公共建築物の耐震診断及び防災性の向上に関する こと 7 道路・橋梁・街路樹等の防災性能の向上に関する こと 8 水防倉庫、備蓄資機材の管理、点検、整備に関する こと 9 所管施設の防災上での保全対策に関する こと 10 所管施設の防災性の向上に関する こと 11 災害時における給水計画の作成に関する こと 12 下水道施設等の防災性の向上に関する こと
教育部	教育総務課 学校教育課 生涯学習課	1 部の非常配備に関する こと 2 教育施設の耐震診断及び防災性の向上に関する こと 3 避難所施設としての対策に関する こと 4 教職員の防災活動計画に関する こと 5 児童、生徒への防災教育に関する こと 6 所管施設の安全対策に関する こと 7 施設職員の防災活動計画に関する こと

## 【資料2】 香取市災害警戒本部事務分掌

部の名称 (担当部長)	担当課(局・班) (責任者)	事務分掌 (主な事務を記載、その他柔軟に対応)
総務企画部 (総務企画部長)	総務課 (総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握、取りまとめ</li> <li>・気象情報等の情報収集</li> <li>・災害用備蓄資機材の払出</li> <li>・応急資機材の調達</li> <li>・災害用電話の確保</li> <li>・災害対策従事職員の把握</li> <li>・市民等からの問い合わせ対応</li> <li>・部内各班との連絡調整</li> <li>・業務システムの安定稼働及び復旧</li> <li>・庁内LAN等通信体制の確保</li> </ul>
	秘書広報課 (秘書広報課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長及び副市長との連絡調整</li> <li>・報道機関等への情報提供及び連絡調整</li> <li>・災害の記録及び活動記録</li> <li>・災害関係広報紙の発行及びウェブサイト等による広報</li> </ul>
	企画政策課 財政課 (財政課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の把握、取りまとめ</li> <li>・来庁者の安全確保</li> <li>・庁舎の管理及び安全確保</li> <li>・被害額の取りまとめ</li> <li>・災害予算及び資金の運用</li> <li>・災害対策用車両等の確保</li> </ul>
	税務課 債権管理課 (税務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害による被害調査</li> </ul>
福祉健康部 (福祉健康部長)	社会福祉課 高齢者福祉課 子育て支援課 市民課 (社会福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設の被害調査</li> <li>・要配慮者の支援</li> <li>・社会福祉協議会、日本赤十字社との連絡調整</li> <li>・被災者再建支援制度と相談</li> <li>・避難所の開設及び管理</li> <li>・部内各班との連絡調整</li> </ul>
	健康づくり課 (健康づくり課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関、医師会等との連絡調整</li> <li>・傷病者等の応急手当及び助産</li> <li>・感染症予防及び被災者の健康管理</li> </ul>
生活経済部 (生活経済部長)	農政課 農業委員会事務局 (農政課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急食料、飲料水等調達体制の確保</li> <li>・部内各班との連絡調整</li> </ul>
	商工観光課 (商工観光課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活物資の調達体制の確保</li> </ul>

部の名称 (担当部長)	担当課(局・班) (責任者)	事務分掌 (主な事務を記載、その他柔軟に対応)
生活経済部 (生活経済部長)	環境安全課 (環境安全課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の防疫（衛生関連）</li> <li>廃棄物の処理及び清掃</li> <li>仮設トイレの設置等調整</li> <li>交差点等の交通誘導</li> </ul>
	支所課 (支所課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁及び関係機関との連絡調整</li> <li>地区内の被災状況の把握及び連絡</li> <li>市民等からの問い合わせ対応</li> <li>被災者支援対応</li> </ul>
	市民協働課 (市民協働課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会等との連絡調整</li> <li>災害ボランティアの受入れ及び連絡調整</li> </ul>
建設水道部 (建設水道部長)	都市整備課 (都市整備課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急被害対応及び復旧</li> <li>部内各班との連絡調整</li> </ul>
	土木課 (土木課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急被害対応及び復旧</li> <li>被災現場での誘導及び交通安全の確保</li> </ul>
	水道課 (水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急給水用水の確保及び給水指示</li> <li>給水施設の被害調査及び復旧</li> </ul>
	下水道課 (下水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の被害調査及び復旧</li> <li>下水道処理区域の排水対策</li> <li>集落排水施設の被害調査及び復旧</li> <li>地域汚水処理施設の被害調査及び復旧</li> </ul>
教育部 (教育部長)	教育総務課 学校教育課 (教育総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の安全確保</li> <li>部内各班との連絡調整</li> </ul>
	生涯学習課 (生涯学習課長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設来庁者の安全確保</li> <li>避難者の受入れ及び避難場所の管理</li> </ul>

※ 風水害第3配備時（災害発生前に早期開設避難所以外の避難所を開設する場合）には、上記事務分掌に関わらず、全庁的に避難所対応を行うこととなるので留意すること。



【資料 3】 香取市災害警戒本部員

本部長	総務企画部長
本部員	生活経済部長
	生活経済部参事
	福祉健康部長
	建設水道部長
	教育部長
	議会事務局長
	会計管理者
	香取おみがわ医療センター事務部長
	総務課長
	企画政策課長
	財政課長
	社会福祉課長
	農政課長
	環境安全課長
	支所課長
	都市整備課長
	土木課長
	下水道課長
	水道課長
	生涯学習課長

## 【資料4】 震度階級表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

- ① 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- ② 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合があります。
- ③ 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は、震度計が置かれている地点での観測値ですが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがあります。  
また、震度は通常地表で観測していますが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなります。
- ④ 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがあります。
- ⑤ この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、新しい事例が得られたり、構造物の耐震性の向上などで実情と合わなくなった場合には、内容を変更することがあります。

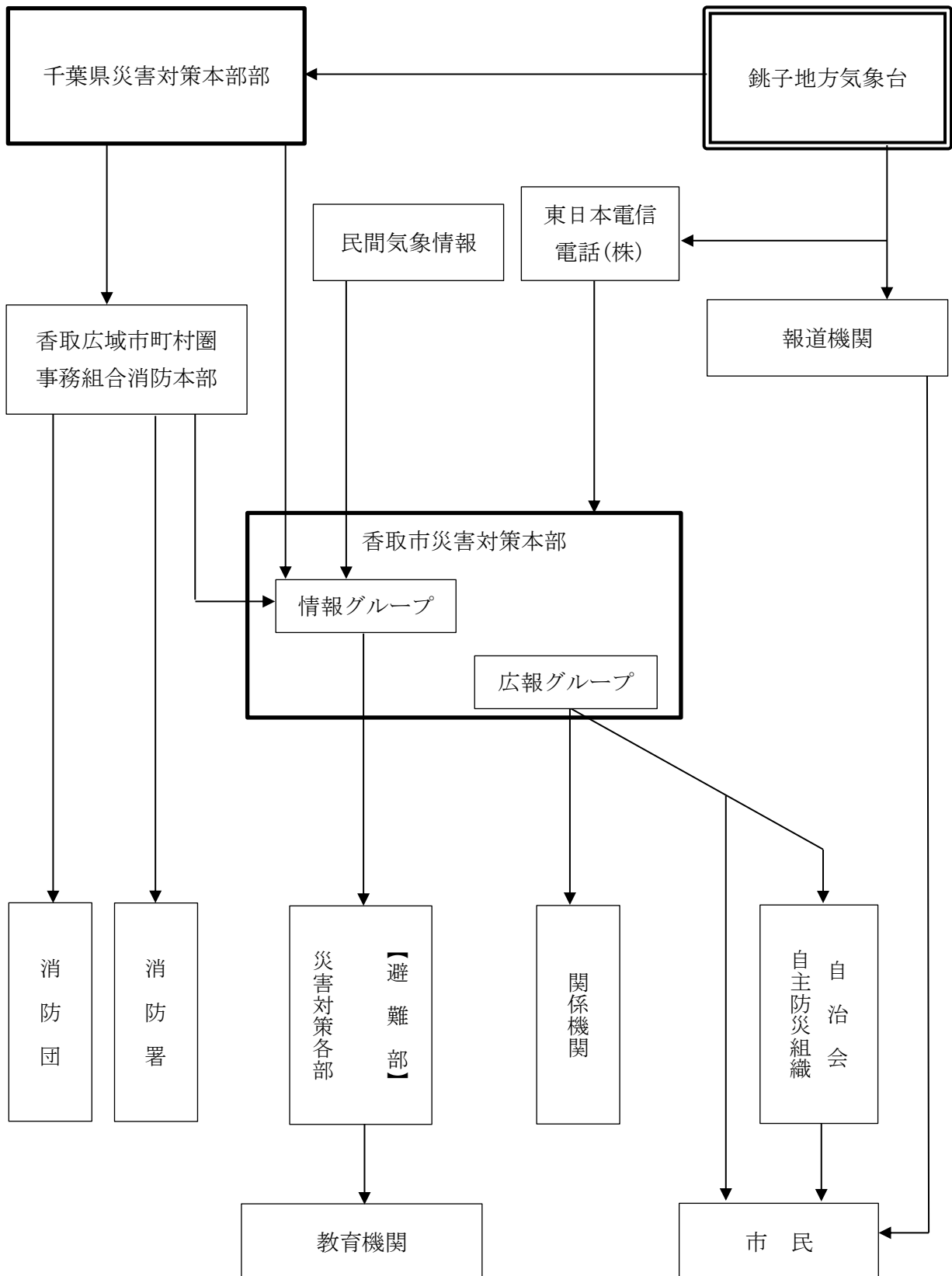
震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じない						
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚めます。	電灯などの吊り下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚めます。	吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。停電する家庭もある。	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。	
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒することがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。一部の地域で停電する広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。	
7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	広い地域で電気、ガス水道の供給が停止する。	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

※ この資料は、気象庁が主に近年発生した被害地震の事例から作成したものである。

※ 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測地です。ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

※ 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

【資料5】 地震情報等伝達系統



## 【資料6】 気象予報等の基準

### (1) 注意報、警報の種類及び発表基準

注意報：気象現象等により災害が起こるおそれがあると予想される場合

注意報の種類		発表区域
気象注意報	風雪注意報	千葉県北東部 香取・海匝 銚子市・香取市・旭市・匝瑳市・香取郡 山武・長生 東金市・茂原市・山武市・山武郡・長生郡  千葉県北西部 千葉中央 千葉市・市原市 印旛 成田市・佐倉市・四街道市・八街市・印西市・白井市 富里市・印旛郡 東葛飾 市川市・船橋市・松戸市・野田市・習志野市・柏市 流山市・八千代市・我孫子市・鎌ヶ谷市・浦安市 千葉県南部 君津 木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市 夷隅・安房 館山市・勝浦市・鴨川市・南房総市・いすみ市・夷隅郡 安房郡
	強風注意報	
	大雨注意報	
	大雪注意報	
	濃霧注意報	
	雷注意報	
	乾燥注意報	
	着氷（雪） 注意報	
	霜注意報	
	低温注意報	
	高潮注意報	
波浪注意報		
洪水注意報		
津波注意報	気象庁本庁が行う。	

警報：気象現象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合

警報の種類		発表区域
気象警報	暴風警報 暴風雪警報 大雨警報 大雪警報	注意報の発表区域と同じ
	高潮警報 波浪警報 洪水警報	
津波警報		気象庁本庁が行う。
全般海上警報		気象庁本庁が行う。
地方海上警報		関東海域については気象庁本庁が行う。

(注) 浸水注意報、警報及び地面現象注意報、警報は気象注意報、警報に含めて行う。

特別警報：重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合

特別警報の種類		発表区域
気象警報	大雨警報 暴風警報 暴風雪警報 大雪警報	注意報の発表区域と同じ
	高潮警報 波浪警報	

## (2) 予報警報実施基準

銚子地方気象台が市へ発表する注意報、警報、特別警報の発表基準

令和2年8月6日現在

注意報	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	101
	洪水	流域雨量指数基準	黒部川流域=19.2、小野川流域=10.7、 大須賀川流域=12.1、栗山川流域=12.8、 横利根川流域=10.1
		複合基準(※)	黒部川流域=(5、9.8)、小野川流域=(5、10.6)、 大須賀川流域=(8、9.7)、栗山川流域=(5、12.8)、 利根川流域=(5、130.8)
		指定河川洪水予報による基準	霞ヶ浦・北浦[出島・白浜]、利根川下流部[横利根]
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度30%で、実効湿度60%	
	低温	夏季(最低気温):銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温):銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下	
	霜	4月1日~5月31日最低気温4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
警報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	20
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	121
	洪水	流域雨量指数基準	黒部川流域=24.1、小野川流域=13.4、 大須賀川流域=15.2、栗山川流域=21.8、 横利根川流域=12.7
		複合基準(※)	小野川流域=(8、11.8)、大須賀川流域=(8、13.6) 栗山川流域=(8、15.4)
		指定河川洪水予報による基準	霞ヶ浦・北浦[出島・白浜]、利根川下流部[横利根]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

※(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値

特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

注意報、警報、特別警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報、警報に切り替えられる。

### (3) 知事が発する情報

種 類	発 令 基 準	発令先
土砂災害警戒情報	予測雨量(土壌雨量指数と60分間積算雨量)がCL(土砂災害発生危険基準線)を超過するとき。	市町村長

### (4) 気象情報観測所の一覧表

#### 気象官署

観測所名	所 在 地
銚子地方気象台	銚子市川口町 2-6431 銚子港湾合同庁舎内

普通気候観測、定時通報観測7回、臨時通報観測、潮汐観測、地震観測

#### 地域気象観測所

観測所名	所 在 地
香 取	香取市大根 1285 千葉県農林総合研究センター北総園芸研究所

データ通信システムにより、降水量、気温、風向、風速、日照時間を常時自動的に観測送信する施設をもつ観測所で、受信は銚子地方気象台で行う。

### (5) 本市における気象情報観測設備の一覧表

#### 佐原浄化センター

所在地	香取市佐原 3746-1	
設 備 機 器	自記式雨量計	水位計(指示記録)
数 量	1	1

#### 小見川浄化センター

所在地	香取市阿玉川 844-1	
設 備 機 器	自記式雨量計	
数 量	1	



入船橋ポンプ場

所在地	香取市佐原イ 125-6		
設備機器	自記式雨量計		
数量	1		

香取広域市町村圏事務組合佐原消防署

所在地	香取市佐原ロ 2127		
設備機器	自記式風向風速計	自記式雨量計	自記式温湿度計
数量	1	1	1

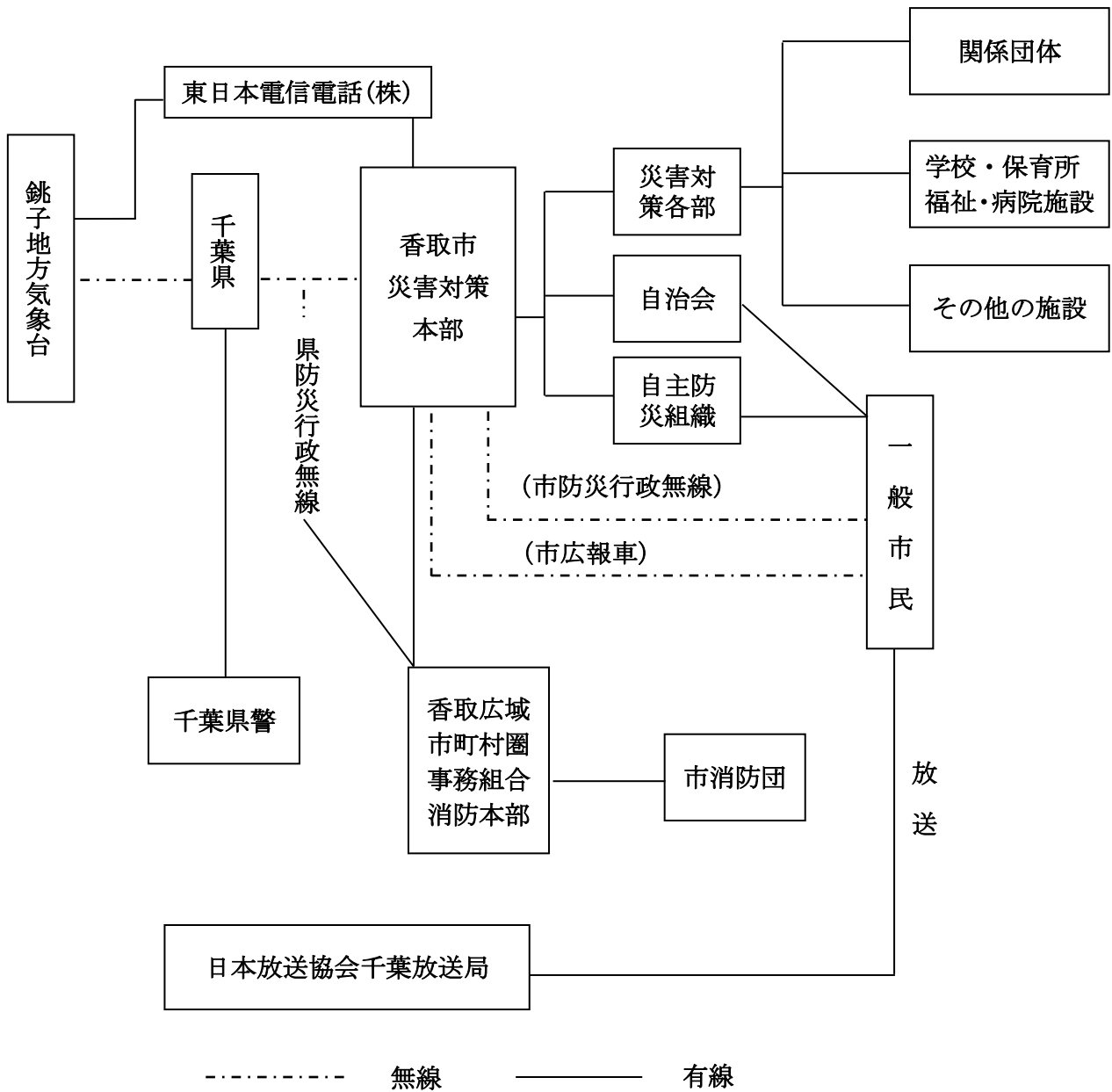
小見川支所

所在地	香取市羽根川 38		
設備機器	デジタル雨量計		
数量	1		

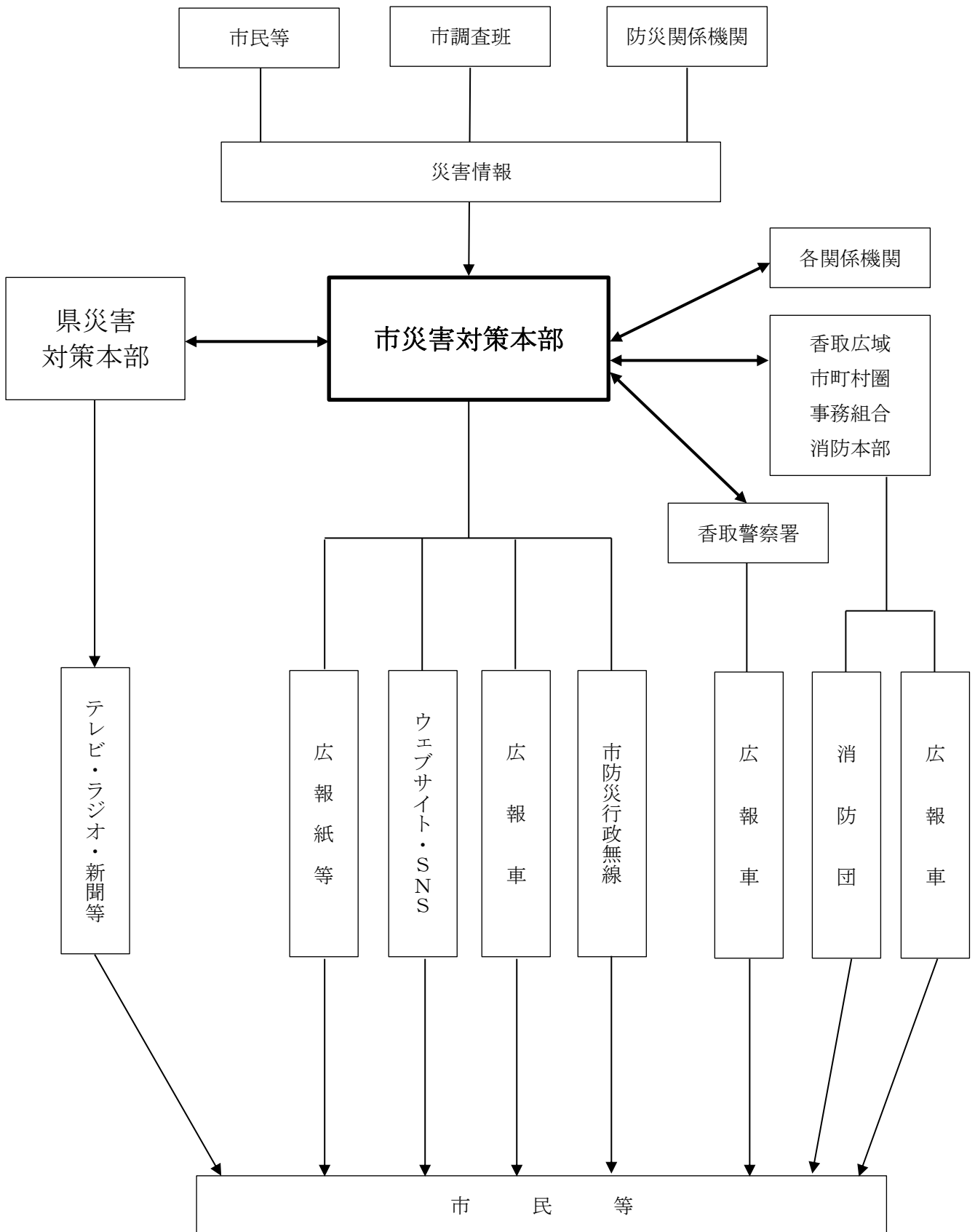
香取広域市町村圏事務組合消防本部小見川消防署

所在地	香取市野田 53			
設備機器	自記式風向 風速計	自記式 気圧計	自記式 雨量計	自記式 温湿度計
数量	1	1	1	1

【資料7】 気象予報警報等伝達系統



【資料 8-1】 広報体制



## 【資料 8-2】 災害時に利用可能な無線局

### 千葉県防災行政無線局

種 別	設 置 場 所	呼出符号	通信搭載	相手方/目的
県防災行政無線	本庁			
	総務課(災害対策本部)	209-721	地上系/衛星 系通信回線	県 自衛隊 他市町村等
	総務課長	209-723		
	土木課	209-727		
	警備員室	209-729		
	防災無線室 2	209-795		
防災 FAX	209-722			

### 香取市防災行政無線局 (固定系)

呼出名称	ぼうさいかとり
電波形式及び周波数	F 3 E 60.065MHz (本庁) F 3 E 69.165MHz (中継局)
空 中 線 電 力	0.1W (本庁) 10W (中継局)
親 局	香取市役所
通 信 所	山田支所、香取広域消防本部
子 局	228 局
戸 別 受 信 機	7,280 台
中 継 局	香取市木内 1171-4

香取市防災行政無線局（移動系）

電波の型式及び周波数 F 3 E 466.7125MHz

設置場所	呼出符号	通信搭載	相手方/目的
総務課(災害対策本部)	ぼうさいかとり	基地局主制御	事務連絡用として 基地局・車載局・携帯局 の相互間通信が可能
総務課	かとり 101	集落可搬型	
小見川支所	かとり 102		
山田支所	かとり 103		
栗源支所	かとり 104		
玉造浄水場	かとり 105		
下水道課	かとり 1	車載型	
土木課	かとり 2		
土木課	かとり 3		
水道課	かとり 4		
商工観光課	かとり 5		
社会福祉課	かとり 6		
総務課	かとり 7		
土木課	かとり 8		
山田支所	かとり 9		
栗源支所	かとり 10		
栗源支所	かとり 11		
土木課	かとり 12		
小見川支所	かとり 50		
土木課	かとり 51		
土木課	かとり 52		
土木課	かとり 53		
財政課	かとり 54		
総務課	かとり 201	携帯型	
総務課	かとり 202		
総務課	かとり 203		
総務課	かとり 204		
水道課	かとり 205		
水道課	かとり 206		
水道課	かとり 207		
下水道課	かとり 208		
下水道課	かとり 209		
小見川支所	かとり 210		
山田支所	かとり 211		
山田支所	かとり 212		
山田支所	かとり 213		
山田支所	かとり 214		
山田支所	かとり 215		
山田支所	かとり 216		
栗源支所	かとり 217		
栗源支所	かとり 218		
栗源支所	かとり 219		

### 香取市アマチュア無線局

種 別	設 置 場 所	呼出符号	通信搭載	相手方/目的
アマチュア無線局	香取市役所本庁 (4 F)	J01ZDS	庁舎固定局 144/430MHz 帯	住民からの 情報収集用
アマチュア無線局	小見川支所屋上	JF1ZD0	庁舎固定局 144/430/1280 MHz 帯	住民からの 情報収集用
レピータ局	香取市役所本庁屋上	JP1YDS 局管理団体  周波数      439.74 MHz 1291.74 MHz		
レピータ局	小見川支所屋上	JP1YGB 局管理団体  周波数      439.68 MHz 1292.94 MHz		

## 【資料 9】 N T T 災害用伝言ダイヤルを利用した安否確認

災害時において被災地への通信がふくそうした場合には、被災地内の家族・親戚・知人等の安否の確認が困難になる。

そのような状況下でも、安否等を確認できる情報システムを確立している。

- ① 伝言の条件等
  - (ア) 伝言録音時間・・・1 伝言当たり 30 秒録音
  - (イ) 伝言保存期間・・・2 日間
  - (ウ) 伝言蓄積数・・・1 電話当たりの伝言数は 1～10 伝言で、提供時に知らせる
- ② 伝言通話容量  
約 800 万伝言
- ③ 提供時の通知方法
  - (ア) テレビ・ラジオを通じて利用方法、伝言登録エリア等を知らせる。
  - (イ) 電話がかかりにくくなっている場合は、「ふくそうメッセージ」の中で、「災害用伝言ダイヤルを利用していただきたい旨の案内を配備する。
  - (ウ) 避難所や特設公衆電話設置場所へ操作説明リーフレット等を配備する。
  - (エ) 行政の防災無線より、利用方法を知らせてもらうよう依頼する。
- ④ 利用方法（クイックマニュアル）

## 【資料 10-1】 災害危険指定一覧（重要水防箇所）

（令和 2 年 10 月 20 日現在）

	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長 (m)	巡視水防部現地班
		種別	階級		地先名	料杭位置 (k m)		
1	利根川	堤防高	B	右	香取市曾根沖～ 堀之内	45.25 ～45.00 上 80	170	佐原第 1 支団 第 2 分団
2	利根川	堤防高 水衝・洗掘	B B	右	香取市堀之内～ 大戸川	45.00 上 80～ 44.25 上 70	760	
3	利根川	堤防高	B	右	香取市大戸川～ 昭和町	44.25 上 70～ 41.25 下 50	3114	
4	利根川	漏水 旧川跡	B 要注意	左	香取市野間谷原	44.00 下 130～ 43.50 下 40	490	佐原第 2 支団 第 1 分団第 9 部 及び第 10 部 （稲敷地方広 域市町村圏事 務組合指揮下）
5	利根川	漏水	B	左	香取市野間谷原～ 石納	43.50 下 40～ 43.25 上 50	160	
6	利根川	水衝・洗掘 漏水	A B	左	香取市石納	43.25 上 50～ 43.25	60	
7	利根川	水衝・洗掘 堤防高 漏水	A B B	左	香取市石納	43.25～ 42.50 上 70	860	
8	利根川	工作物	要注意	左	香取市石納	42.50 上 153	1 か所	
9	利根川	水衝・洗掘 堤防高 漏水 旧川跡	A B B 要注意	左	香取市石納	42.50 上 70～ 42.50 下 60	130	
10	利根川	水衝・洗掘 堤防高 法崩れすべり 漏水 旧川跡	A B B B 要注意	左	香取市石納	42.50 下 60～ 42.50 下 100	40	
11	利根川	水衝・洗掘 堤防高 漏水	A B B	右	香取市飯島	41.25 下 50～ 40.50 上 100	590	佐原第 1 支団 第 2 分団
12	利根川	水衝・洗掘 堤防高 漏水	A B B	右	香取市佐原口	40.50 上 100～ 40.25	350	佐原第 1 支団 第 1 分団
13	利根川	水衝・洗掘 漏水	A B	右	香取市佐原口	40.25～ 40.00 上 60	190	
14	利根川	漏水	B	右	香取市佐原口	40.00 上 60～ 40.00 下 100	160	
15	利根川	漏水 旧川跡	B 要注意	右	香取市佐原口	40.00 下 100～ 39.75	370	



	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	巡視水防部現地班
		種別	階級		地先名	杆杭位置(km)		
16	利根川	堤防高	B	右	香取市佐原口	39.75～ 39.50	260	
17	利根川	水衝・洗掘 堤防高 漏水	A B B	左	香取市佐原二	39.75～ 39.00 下 50	760	佐原第2支団 第1分団(第1分団第9部及び第10部除く)
18	利根川	堤防高 漏水	B B	右	香取市佐原口	39.50～ 39.00	500	佐原第1支団 第1分団
19	利根川	堤防高 漏水 旧川跡	B B 要注意	右	香取市佐原口～ 佐原イ	39.00～ 38.75 下 110	380	
20	利根川	堤防高 漏水	B B	左	香取市佐原二～ 篠原口	39.00 下 50～ 38.25	700	佐原第2支団 第1分団(第1分団第9部及び第10部除く)
21	利根川	堤防高 漏水	B B	右	香取市佐原イ	38.75 下 110～ 38.25 上 77	313	佐原第1支団 第1分団
22	利根川	堤防高 漏水 旧川跡	B B 要注意	右	香取市佐原イ	38.25 上 77～ 38.00 上 194	116	
23	利根川	堤防高	B	左	香取市篠原口	38.25～ 37.75	300	佐原第2支団 第1分団(第1分団第9部及び第10部除く)
24	利根川	堤防高 漏水	B B	右	香取市佐原イ	38.00 上 194～ 38.00 上 50	144	佐原第1支団 第1分団
25	利根川	堤防高	B	右	香取市佐原イ	38.00 上 50～ 37.75 上 50	260	
26	利根川	堤防高 漏水	B B	右	香取市佐原イ～ 篠原イ	37.75 上 50～ 37.75 下 50	100	
27	利根川	堤防高 漏水	B B	左	香取市篠原口～ 大倉	37.75～ 34.50	3250	佐原第2支団 第1分団(第1分団第9部及び第10部除く、佐原第3支団第1分団第4部及び第7部を含む)
28	利根川	水衝・洗掘 堤防高 漏水	A B B	右	香取市篠原イ～ 津宮	37.75 下 50～ 35.50 上 85	2120	佐原第1支団 第1分団 第3支団第1分団(第1分団第4部及び第7部を除く)

	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	巡視水防部現地班
		種別	階級		地先名	杆杭位置(km)		
29	利根川	水衝・洗掘	A	右	香取市津宮	35.50 上 85～ 35.50 下 15	100	第3支団第1分団(第1分団第4部及び第7部を除く)
30	利根川	水衝・洗掘 堤防高 漏水	A B B	右	香取市津宮	35.50 下 15～ 35.00 下 100	590	
31	利根川	堤防高 漏水	B B	右	香取市津宮～ 大倉	35.00 下 100～ 32.50	2400	
32	利根川	堤防高 漏水 水衝・洗掘	B B B	左	香取市津宮～ 大倉新田	34.50～ 32.75 下 50	2040	第3支団第1分団第1分団第4部及び第7部
33	利根川	堤防高 水衝・洗掘	B B	左	香取市大倉新田	32.75 下 50～ 32.50 上 60	160	
34	利根川	堤防高 水衝・洗掘 旧川跡	B B 要注意	左	香取市大倉新田	32.50 上 60～ 32.25 上 110	230	
35	利根川	堤防高 漏水 旧川跡	B B 要注意	右	香取市大倉～ 一ノ分目	32.50～ 32.00 下 54	560	佐原第3支団第1分団(第1分団第4部及び第7部を除く) 小見川支団第4分団
36	利根川	堤防高 旧川跡	B 要注意	左	香取市大倉新田	32.25 上 110～ 32.25 下 70	180	佐原第3支団第1分団第4部及び第7部
37	利根川	堤防高	B	左	香取市一ノ分目	32.25 下 70～ 30.75	1540	小見川支団第4分団
38	利根川	堤防高 漏水 旧川跡	B B 要注意	右	香取市一ノ分目	32.00 下 54～ 32.00 下 145	90	
39	利根川	堤防高 漏水 旧川跡	B B 要注意	右	香取市一ノ分目～ 三之分目	32.00 下 145～ 30.50	1450	小見川支団第4分団
40	利根川	堤防高 漏水	B B	左	香取市大倉新田～ 富田	30.75～ 29.75 上 100	900	佐原第3支団第1分団第4部及び第7部 小見川支団第4分団
41	利根川	堤防高 漏水 旧川跡	B B 要注意	右	香取市一ノ分目～ 小見川	30.50～ 26.75 上 80	3670	小見川支団第4分団 小見川支団第1分団
42	利根川	堤防高 漏水 旧川跡	B B 要注意	左	香取市富田	29.75 上 100～ 29.75	100	小見川支団第4分団

	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	巡視水防部現地班
		種別	階級		地先名	杆杭位置(km)		
43	利根川	堤防高	B	左	香取市富田～ 八日市場	29.75～ 27.70	1860	小見川支団第4分団 小見川支団第1分団
44	利根川	堤防高 法崩れすべり	B B	左	香取市富田～ 八日市場	27.70～ 27.50	230	
45	利根川	堤防高 法崩れすべり 漏水 旧川跡	B B B	左	香取市八日市場	27.50～ 27.00	430	小見川支団第1分団
46	利根川	工作物	B	右	香取市八丁面	27.00 上 205	1ヶ所	
47	利根川	工作物	B	左	香取市八日市場	27.00 上 135	1ヶ所	
48	利根川	中規模	要注意	右	香取市小見川	26.75 上 80～ 26.75 上 20	60	
49	利根川	堤防高 漏水 旧川跡	B B	左	香取市八日市場～ 阿玉川	27.00～ 26.00	850	小見川支団第1分団 小見川支団第2分団
50	利根川	堤防高 漏水 旧川跡	B B	右	香取市小見川	26.75 上 20～ 26.25	520	小見川支団第1分団
51	利根川	堤防高 漏水 旧川跡	B B	右	香取市小見川 香取郡東庄町笹川	26.25～ 21.25 上 50	4950	小見川支団第1分団 小見川支団第2分団
52	常陸利根川 (北利根川)	法崩れ・ すべり	B	右	香取市三島	8.00～ 7.75	250	佐原第2支団 第2分団
53	常陸利根川 (北利根川)	工作物	要注意	右	香取市扇島	5.25 上 100	0	
54	常陸利根川 (北利根川)	法崩れ・ すべり	B	右	香取市加藤洲	5.00～ 4.50 下 64	564	
55	常陸利根川 (北利根川)	法崩れ・ すべり 新堤防	B	右	香取市加藤洲	4.50 下 64～ 4.50 下 85	21	
56	常陸利根川 (北利根川)	法崩れ・ すべり	B	右	香取市加藤洲	4.50 下 85～ 3.75	665	
57	常陸利根川 (北利根川)	法崩れ・ すべり	B	右	香取市磯山	2.00 上 3～ 1.25 上 120	633	佐原第2支団 第2分団(佐原 第3支団第1 分団第4部及 び第7部を 含む)
58	常陸利根川 (外浪逆浦)	旧川跡	要注意	右	香取市附洲新田	3.00～ 2.00 下 75	1,075	
59	常陸利根川 (外浪逆浦)	(重点) 堤防高	B	右	香取市附洲新田	2.00 下 75～ 1.50 下 98	523	

	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	巡視水防部現地班	
		種別	階級		地先名	籽杭位置(km)			
60	常陸利根川 (外浪逆浦)	堤防高 旧川跡	B 要注意	右	香取市附洲新田	1.50 下 98～ 1.25 下 20	172	小見川支団第 4分団	
61	常陸利根川 (外浪逆浦)	旧川跡	要注意	右	香取市一ノ分目	1.25 下 20～ 1.25 下 40	20		
62	常陸利根川 (外浪逆浦)	旧川跡 新堤防	要注意 要注意	右	香取市一ノ分目	1.25 下 40～ 1.00 上 13	197		
63	常陸利根川 (外浪逆浦)	工作物	要注意	右	香取市一ノ分目	1.00 上 107	0		
64	常陸利根川 (外浪逆浦)	工作物	要注意	右	香取市一ノ分目	1.00 上 14	0		
65	常陸利根川 (外浪逆浦)	新堤防	要注意	右	香取市一ノ分目	1.00 上 13～ 0.75 上 100	163		
66	常陸利根川 (外浪逆浦)	堤防高	B	右	香取市一ノ分目	0.75 上 47～ 0.75	47		
67	常陸利根川 (常陸川)	旧川跡	要注意	右	香取市小見川	9.00 上 640～ 9.00 上 300	340	小見川支団第 1分団	
68	横利根川	中規模	B	左	香取市大島	6.00 下 120～ 5.50 上 40	340		
69	横利根川	堤防高	B	左	香取市八筋川	5.50～ 5.25 上 18	232		
70	横利根川	堤防高 中規模	B B	左	香取市八筋川	5.25 上 18～ 5.25 下 73	91		
71	横利根川	堤防高	B	左	香取市八筋川	5.25 下 73～ 5.00 下 20	197		
72	横利根川	堤防高 中規模	B B	左	香取市八筋川	5.00 下 20～ 4.50 上 105	375		
73	横利根川	中規模	B	左	香取市八筋川	4.50 上 105～ 4.50 上 100	5		
74	横利根川	堤防高	B	左	香取市八筋川	4.25 上 187～ 4.25 上 116	71		
75	横利根川	堤防高 大規模	B A	左	香取市八筋川	4.25 上 116 4.25 上 6	110		
76	横利根川	堤防高	B	左	香取市八筋川	4.25 上 6～ 4.00 上 68	188		佐原第2支団 第2分団
77	横利根川	新堤防	要注意	左	香取市筭島	2.75 上 80～ 2.75 上 14	66		佐原第2支団 第1分団(第1 分団第9部及 び第10部除 く)
78	横利根川	堤防高 新堤防	B 要注意	左	香取市筭島	2.75 上 14～ 2.75 下 130	144		

	河川名	重要度		左右岸別	重要水防箇所		延長(m)	巡視水防部現地班
		種別	階級		地先名	料杭位置(km)		
79	横利根川	堤防高	B	左	香取市筭島	2.75 下 130～ 2.50 上 100	20	
80	横利根川	堤防高 中規模	B B	左	香取市筭島	2.50 上 100～ 1.50 下 20	1,120	
81	横利根川	堤防高	B	左	香取市筭島	1.50 下 20～ 1.00	480	
82	横利根川	堤防高	B	左	香取市筭島	0.75～ 0.75 下 17	17	
83	横利根川	堤防高 新堤防	B 要注意	左	香取市佐原	0.75 下 17～ 0.25	483	
84	横利根川	新堤防	要注意	左	香取市佐原	0.25～ 0.00 上 70	180	
85	小野川	堤防高	A	左右	香取市牧野		500 500	佐原第1支団 第1分団
86	黒部川	堤防高	A	左	香取市竹之内		530	山田支団第1 分団
87	黒部川	堤防強度	B	左右	香取市高野		1,910 2,440	山田支団第1 分団
88	小野川	堤防強度	B	左右	香取市佐原イ		365 414	佐原第1支団 第1分団
89	小野川	堤防強度	要注意	左	香取市牧野		33	
90	小野川	堤防強度	要注意	左	香取市新市場		186	佐原第3支団 第2分団
91	黒部川	堤防強度	要注意	左	香取市府馬		20	山田支団第2 分団
92	与田浦川	堤防強度	要注意	左右	香取市扇島		298 43	佐原第2支団 第2分団
93	与田浦川	堤防強度	要注意	左右	香取市長島		192 243	佐原第2支団 第1分団(第1 分団 第9部及び第 10部除く)
94	大須賀川	堤防強度	要注意	右	香取市大戸川		30	佐原第1支団 第2分団

※階級 A：水防上最も重要な区間  
 B：次に重要な区間  
 要注意：要注意区間

## 【資料 10-2】 災害危険指定一覧（急傾斜地崩壊危険区域指定箇所）

No.	区 域 名	所 在 地	面積 (㎡)	指定月日及び告示番号
1	岩ヶ崎	香取市佐原	10,014	昭和 51 年 2 月 27 日 第 130 号
2	関戸	香取市佐原	15,085	昭和 52 年 7 月 29 日 第 517 号
3	阿玉台	香取市阿玉台	59,536	昭和 55 年 2 月 5 日 第 135 号
4	久保	香取市久保	56,345	昭和 55 年 2 月 5 日 第 134 号
5	津宮	香取市津宮	4,531	昭和 55 年 3 月 18 日 第 274 号
6	茶畑	香取市府馬	10,747	昭和 59 年 3 月 6 日 第 189 号
7	婦命堆	香取市府馬	11,345	昭和 59 年 3 月 6 日 第 190 号
8	部田	香取市竹ノ内	17,017	昭和 59 年 3 月 16 日 第 244 号
9	田部	香取市田部	28,354	昭和 59 年 4 月 10 日 第 425 号
10	岩部	香取市岩部	24,378	昭和 60 年 2 月 26 日 第 173 号
11	上宿台	香取市佐原	43,331	昭和 60 年 2 月 26 日 第 172 号
12	佐原ホ	香取市佐原	15,066	昭和 60 年 10 月 8 日 第 1000 号
13	阿玉台 2	香取市阿玉台	21,470	昭和 60 年 11 月 8 日 第 1120 号
14	阿玉台 3	香取市阿玉台	3,571	昭和 60 年 10 月 1 日 第 974 号
15	一本松	香取市小川	4,806	昭和 61 年 7 月 25 日 第 652 号
16	入	香取市府馬	14,805	昭和 62 年 8 月 28 日 第 790 号
17	原宿	香取市府馬	8,189	昭和 62 年 8 月 28 日 第 790 号
18	沢	香取市沢	8,365	昭和 62 年 8 月 28 日 第 790 号
19	坂塙	香取市府馬	4,044	昭和 63 年 2 月 2 日 第 72 号
20	南	香取市新里	4,258	昭和 63 年 2 月 2 日 第 72 号
21	岡飯田の 1	香取市岡飯田	69,373	昭和 63 年 2 月 2 日 第 72 号 平成 2 年 6 月 29 日 第 579 号 平成 12 年 12 月 26 日 第 903 号
22	玉造	香取市玉造	4,842	昭和 63 年 3 月 29 日 第 268 号
23	平台	香取市佐原	10,148	昭和 63 年 3 月 29 日 第 268 号
24	内野	香取市内野	5,696	平成 1 年 4 月 14 日 第 477 号 平成 15 年 7 月 11 日 第 613 号
25	南 2	香取市新里	2,015	平成 1 年 4 月 14 日 第 477 号
26	奥山	香取市府馬	3,099	平成 3 年 5 月 17 日 第 515 号
27	山倉	香取市山倉	16,490	平成 3 年 10 月 29 日 第 902 号 平成 5 年 3 月 30 日 第 343 号
28	長岡東	香取市長岡	6,454	平成 4 年 7 月 10 日 第 582 号
29	長岡	香取市長岡	10,418	平成 4 年 10 月 27 日 第 826 号
30	鳩山	香取市鳩山	2,292	平成 4 年 10 月 27 日 第 826 号
31	橋替 1	香取市玉造	2,442	平成 6 年 1 月 21 日 第 42 号
32	橋替 2	香取市佐原	3,913	平成 6 年 2 月 18 日 第 116 号
33	西田部	香取市西田部	15,200	平成 6 年 4 月 22 日 第 516 号

No.	区 域 名	所 在 地	面積 (㎡)	指定月日及び告示番号
34	虫幡 2	香取市虫幡	12,347	平成 6 年 6 月 24 日 第 657 号
35	苧毛	香取市苧毛	13,563	平成 6 年 6 月 24 日 第 658 号
36	高萩	香取市高萩	15,931	平成 6 年 7 月 19 日 第 702 号
37	玉造 2	香取市玉造	2,930	平成 7 年 2 月 24 日 第 151 号
38	沢 2	香取市沢	9,251	平成 7 年 3 月 3 日 第 188 号
39	沢 3	香取市沢	5,506	平成 7 年 3 月 3 日 第 188 号
40	沢 4	香取市沢	3,977	平成 7 年 3 月 3 日 第 188 号
41	橋替 3	香取市玉造	4,633	平成 8 年 4 月 23 日 第 499 号
42	和泉	香取市和泉	53,938	平成 9 年 12 月 5 日 第 864 号
43	田部 2	香取市田部	2,657	平成 10 年 6 月 5 日 第 555 号
44	八本 1	香取市八本	1,373	平成 11 年 11 月 12 日 第 923 号
45	貝塚 4	香取市貝塚	9,527	平成 12 年 1 月 21 日 第 44 号
46	阿玉台 4	香取市阿玉台	1,928	平成 12 年 1 月 8 日 第 80 号
47	阿玉台 5	香取市阿玉台	998	平成 12 年 2 月 8 日 第 79 号
48	貝塚 2	香取市貝塚	41,417	平成 12 年 6 月 23 日 第 527 号
49	貝塚 1	香取市貝塚	8,716	平成 12 年 10 月 6 日 第 698 号
50	貝塚 3	香取市貝塚	18,318	平成 12 年 10 月 6 日 第 699 号
51	虫幡 3	香取市虫幡	4,097	平成 12 年 10 月 6 日 第 700 号
52	大角	香取市大角	7,428	平成 13 年 2 月 20 日 第 163 号
53	岡飯田 3	香取市岡飯田	15,623	平成 13 年 2 月 23 日 第 167 号
54	岡飯田 2	香取市岡飯田	5,487	平成 13 年 3 月 2 日 第 211 号
55	虫幡	香取市虫幡	15,197	平成 13 年 4 月 27 日 第 544 号
56	田部玉	香取市田部	31,657	平成 13 年 7 月 3 日 第 727 号
57	多田新田	香取市多田	2,298	平成 15 年 9 月 30 日 第 791 号

### 【資料 10-3】 災害危険指定一覧（土砂災害（特別）警戒区域）

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
1	岡飯田・東庄町 笹川い	笹川い 1-2	急傾斜地の崩壊	H20. 4. 22	千第 448 号	千第 449 号
2	佐原ホ	岩ヶ崎-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
3	香取	香取	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
4	和泉	小房作	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
5	上小堀	谷ツ-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
6	上小堀	谷ツ-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
7	上小堀	谷ツ-3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
8	上小堀	谷ツ-4	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
9	上小堀	谷ツ-5	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
10	下飯田	根小屋	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
11	貝塚	貝塚 1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
12	虫幡	清水-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
13	虫幡	清水-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
14	虫幡	清水-3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
15	貝塚	相ノ谷	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
16	増田	増田	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
17	虫幡	辻下-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
18	虫幡	辻下-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
19	虫幡	辻下-3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
20	分郷	分郷 1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
21	五郷内	辺田	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
22	虫幡	虫幡 1-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
23	虫幡	虫幡 1-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
24	虫幡	虫幡 1-3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
25	虫幡	虫幡 2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
26	貝塚	貝塚 2-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
27	貝塚	貝塚 2-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
28	貝塚	貝塚 2-3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
29	貝塚	貝塚 2-4	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
30	貝塚	貝塚 2-5	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
31	虫幡	虫幡 3-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
32	虫幡	虫幡 3-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
33	阿玉台	阿玉台 3-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
34	阿玉台	阿玉台 3-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
35	貝塚	貝塚 3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号



番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
36	八本	八本-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
37	八本	八本-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
38	貝塚	貝塚 4	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
39	山倉	山倉 2-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
40	山倉	山倉 2-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
41	山倉	山倉 2-3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
42	山倉	山倉 2-4	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
43	山倉	山倉 3-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
44	山倉	山倉 3-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
45	山倉	山倉 3-3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
46	大角	大角-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
47	大角	大角-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
48	大角	大角-3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
49	米野井	長谷	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
50	田部	田部 3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
51	田部	田部 4	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
52	田部	田部 5	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
53	田部	田部 6-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
54	田部	田部 6-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
55	田部	田部 7-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
56	田部	田部 7-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	—
57	田部	田部 7-3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
58	長岡	長岡東	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
59	鳩山	鳩山	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
60	府馬	府馬 1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
61	高萩	向 1-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
62	高萩	向 1-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
63	高萩	向 1-3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
64	高萩	向 2-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
65	高萩	向 2-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
66	荒北	荒北 1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
67	西田部	西田部 1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
68	荊毛	荊毛	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
69	沢	沢 1-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	—
70	沢	沢 1-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
71	沢	沢 3	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
72	沢	沢 4-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
73	沢	沢 4-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
74	高萩	木戸脇 1-1	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
75	高萩	木戸脇 1-2	急傾斜地の崩壊	H20. 6. 17	千第 552 号	千第 554 号
76	佐原ホ	佐原ホ	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
77	岡飯田	岡飯田 1-1 岡飯田 1-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
78	岡飯田	岡飯田 2-1 岡飯田 2-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
79	阿玉台	阿玉台 1-1 阿玉台 1-2 阿玉台 1-3 阿玉台 1-4 阿玉台 1-5 阿玉台 1-6	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
80	久保	阿玉台 2-1 阿玉台 2-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
81	久保	久保 1-1 久保 1-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
82	久保	久保 2-1 久保 2-2 久保 2-3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
83	木内	板取-1 板取-2 板取-3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
84	岡飯田	風王入-1 風王入-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
85	分郷	分郷 2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
86	山倉	山倉 1-1 山倉 1-2 山倉 1-3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
87	田部	田部 1-1 田部 1-2 田部 1-3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
88	田部	田部 2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
89	府馬	府馬 2-1 府馬 2-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
90	竹之内	部田	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
91	岩部	岩部 1	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
92	岩部	岩部 2-1 岩部 2-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
93	岩部	西崎	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
94	長岡	長岡-1 長岡-2 長岡-3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
95	貝塚	貝塚 6	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
96	貝塚	貝塚 7	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
97	貝塚	貝塚 8-1 貝塚 8-2	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
98	新市場	新市場 3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
99	西田部	西田部 4	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
100	木内	木内	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
101	岡飯田・東庄町 平山	平山 1-1 平山 1-2 平山 1-3 平山 1-4 平山 1-5 平山 1-6 平山 1-7	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
102	府馬・東庄町東 和田	東和田 13	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
103	岡飯田・東庄町 笹川い	笹川い 3-1 笹川い 3-2 笹川い 3-3	急傾斜地の崩壊	H26. 9. 19	千第 586 号	千第 589 号
104	山倉・多古町南 玉造・東松崎	南玉造 1	急傾斜地の崩壊	H30. 2. 27	千第 75 号	千第 76 号
105	西田部・多古町 南玉造	南玉造 8	急傾斜地の崩壊	H30. 2. 27	千第 75 号	千第 76 号
106	佐原イ	玉造	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	—
107	佐原イ	上宿台	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
108	新市場	新市場	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
109	佐原イ	関戸	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
110	大倉	大倉 3	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
111	大倉	大倉 4	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
112	佐原ホ	平台	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	—
113	堀之内	堀之内	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
114	津宮	津宮	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
115	下飯田	下飯田 1	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
116	下飯田	下飯田 2	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
117	上小堀	新福寺	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
118	岡飯田	南谷	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
119	油田	門前	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
120	内野	内野	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
121	小川	一本松	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
122	府馬	帰命堆	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
123	府馬	奥山	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	千第 428 号
124	府馬	原宿	急傾斜地の崩壊	H30. 10. 26	千第 426 号	—
125	佐原ホ	岩ヶ崎	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
126	大倉	大倉 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
127	大倉	大倉 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
128	大倉	大倉 5	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
129	大倉	大倉 6	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号
130	和泉	和泉 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
131	下飯田	下飯田 3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
132	府馬	府馬 3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
133	府馬	府馬 4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
134	神生	神生 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
135	神生	神生 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
136	山倉	山倉 4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
137	山倉	山倉 5	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
138	府馬	茶畑	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
139	新里	南 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
140	新里	南 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
141	府馬	入	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
142	岩部	岩部 3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
143	西田部	西田部 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
144	西田部・多古町 南玉造	西田部 3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
145	沢	沢 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
146	玉造	橋替 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
147	佐原イ	橋替 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
148	玉造	橋替 3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
149	五郷内	五郷内 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
150	五郷内	五郷内 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
151	大崎	大崎 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
152	大崎	大崎 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
153	牧野	牧野 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
154	牧野	牧野 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
155	新市場	新市場 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
156	油田	油田 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
157	布野	布野 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
158	古内	古内 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
159	丁子	丁子 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
160	一ノ分目	一ノ分目 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
161	野田	野田 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号
162	岡飯田・東庄町 笹川い	笹川い-4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 6	千第 104 号	千第 106 号

※番号 1、101、102、103、162 については、東庄町にまたがり区域指定されている。

※番号 104、105、144 については、多古町にまたがり区域指定されている。

【資料 10-4】 災害危険指定一覧（山地災害危険地区）

No	大字	字	登 録 日	No	大字	字	登 録 日
1	大倉	道越	S63.4.4	27	虫幡	清水	S63.4.4
2	大倉	半田	S63.4.4	28	木内	板取	S63.4.4
3	大倉	山の谷	S63.4.4	29	虫幡	深光内	S63.4.4
4	大倉	沢田	S63.4.4	30	山川	城の内	S63.4.4
5	津宮	上舂原	S63.4.4	31	油田	久保込	S63.4.4
6	牧野	台ノ坊	S63.4.4	32	阿玉川	仙間	S63.4.4
7	大崎	ハナワ	S63.4.4	33	下飯田	根前	S63.4.4
8	観音	下畑	S63.4.4	34	下飯田	駒込	S63.4.4
9	多田	伊予山	S63.4.4	35	下飯田	下之谷	S63.4.4
10	新市場	いかづち	S63.4.4	36	下飯田	瀬戸	S63.4.4
11	新部	向	S63.4.4	37	下飯田	瀬戸	S63.4.4
12	多田	目台	S63.4.4	38	下飯田	根小屋	S63.4.4
13	大倉	丸峯	H1.4.5	39	岡飯田	寺谷	S63.4.4
14	大倉	玉田	H1.4.5	40	岡飯田	石川台	S63.4.4
15	寺内	廣長	H1.4.5	41	和泉	寺前	S63.4.4
16	津宮	神道	H3.4.16	42	五郷内	後谷	S63.4.4
17	丁子	寅谷	H13.4.1	43	和泉	いりうそ	S63.4.4
18	佐原ホ	真崎	H19.8.24	44	分郷	根古屋	S63.4.4
19	西和田	南口	H19.8.24	45	分郷	城台	S63.4.4
20	関	上郎内	H19.8.24	46	久保	白内	S63.4.4
21	上小川	入	H19.8.24	47	貝塚	相之谷	S63.4.4
22	山之辺	裏山	H19.8.24	48	油田	門前	S63.4.4
23	観音	鳥井戸	H19.8.24	49	上小堀	畑ヶ原	H1.4.5
24	大崎	石崎	H19.8.24	50	五郷内	稻荷	H1.4.5
25	新市場	たや	H19.8.24	51	小見川	中峯	H19.8.24
26	増田	前畑	S63.4.4	52	貝塚	狭間	H19.8.24
53	府馬	茶畑	S63.4.4	64	沢	除キ	S63.4.4
54	府馬	西ノ谷	S63.4.4	65	岩部	辺田	S63.4.4
55	田部	種井	H1.4.5	66	岩部	荒匂	S63.4.4
56	新里	根柄見	H1.5.10	67	西田部	城ノ内	S63.4.4
57	大角	中崎	H1.5.13	68	高萩	向	S63.4.4
58	神生	向井油田	H1.5.13	69	岩部	辺田	S63.4.4
59	府馬	山ノ堆	H1.5.13	70	岩部	向	H1.4.5
60	新里	根柄見	H19.8.24	71	荒北	石坂・井戸脇	H9.5.17
61	新里	馬場	H19.8.24	72	沢	汐内	H9.5.17
62	新里	西	H19.8.24	73	西田部	松堀	H9.5.17
63	山倉	江田	H19.8.24	74	岩部	津堀	H19.8.24

【資料 11】 応急給水設備等（市保有分）

種 別	容 量	数 量	所 管	保 存 場 所
給水タンク	0.3 トン	1 台	建設水道部	玉造浄水場
	0.5 トン	3 台	建設水道部	玉造浄水場 2 個 城山第 2 浄水場 1 個
	1.0 トン	3 台	建設水道部	玉造浄水場 1 個 城山第 2 浄水場 1 個 大畑浄水場 1 個
	1.2 トン	2 台	建設水道部	玉造浄水場
	2.0 トン	1 台	建設水道部	玉造浄水場
給水ポリ容器	20 リットル	278 個	建設水道部	玉造浄水場 196 個 城山第 2 浄水場 80 個 大畑浄水場 2 個
ポリ袋	6 リットル	300 個	建設水道部	城山第 2 浄水場
簡易水槽	1 m <sup>3</sup>	5 個	建設水道部	玉造浄水場
加圧式給水車	3.8 t	1 台	建設水道部	玉造浄水場
飲料水兼用 耐震性貯水槽	100 m <sup>3</sup> 型	5 基	総務企画部	香取市役所 新島中学校 小見川市民センター 旧府馬小学校 栗源消防訓練場
【参考（潮来市と共同設置）】 飲料水兼用 耐震性貯水槽	5 m <sup>3</sup> 型	1 基	総務企画部	十四番地区集会所 （潮来市潮来 5294-2）

## 【資料 12】 市有車両一覧

(令和 2 年 10 月 31 日現在)

大型バス	マイクロバス	乗用車	ステーションワゴン	小型トラック	ライトバン	軽自動車	特殊車両	合計
23	19	27	25	14	11	69	24	212

## 【資料 13】 災害時緊急通行車両一覧

(令和 2 年 10 月 31 日現在)

番号	車種	車両番号	所属	防災無線搭載
1	アルトバン	千葉 480 か 6566	高齢者福祉課	
2	スーパーキャブ	千葉 480 け 1012	環境安全課	
3	プロボックス	千葉 501 と 821	環境安全課	
4	ライフ	千葉 585 つ 110	環境安全課	
5	アトラス	千葉 400 な 5228	下水道課	
6	ウイングロード	千葉 502 め 9786	下水道課	
7	プロボックス	千葉 501 な 1579	下水道課	○
8	ワゴンR	千葉 580 そ 6496	健康づくり課	
9	アルト	千葉 580 に 8299	健康づくり課	
10	カローラアクシオ	千葉 502 ち 6193	財政課	
11	プリウスS	千葉 301 ま 1352	財政課	
12	アルト	千葉 580 て 2670	財政課	
13	アルト	千葉 580 に 8301	財政課	
14	エアロバス	千葉 200 は 194	財政課	
15	ニューエアロ	千葉 200 は 131	財政課	
16	キャラバン	千葉 300 も 3973	財政課	
17	アルファード	千葉 301 さ 509	財政課	
18	プロボックス	千葉 502 ち 6194	総務課	○
19	ミニキャブトラック	千葉 480 あ 4916	土木課	
20	プロボックス	千葉 502 と 6721	土木課	
21	ハイラックスサーフ	千葉 800 す 661	土木課	○
22	ラブフォー	千葉 301 ち 646	土木課	○
23	エブリイ	千葉 480 く 6728	都市整備課	
24	アルト	千葉 580 に 8297	債権管理課	
25	アルト	千葉 580 て 2672	税務課	
26	リエッセ	千葉 200 さ 839	学校教育課	
27	ローザ	千葉 200 は 455	学校教育課	
28	ローザ	千葉 200 は 456	学校教育課	
29	アルト	千葉 580 に 8298	学校教育課	
30	プロボックス	千葉 502 ち 6192	生涯学習課	
31	ボンゴトラック	千葉 400 な 4283	生涯学習課	

番号	車種	車両番号	所属	防災無線搭載
32	プロボックス	千葉 502 ち 6195	生涯学習課	
33	オルティア	千葉 500 ひ 7502	生涯学習課	
34	マークX	千葉 301 ち 71	小見川支所	
35	ライフ	千葉 580 そ 4614	小見川支所	
36	カローラ	千葉 501 め 5223	小見川支所	
37	プロボックス	千葉 502 せ 5350	山田支所	
38	トヨエース	千葉 400 た 8940	山田支所	
39	ハイゼット	千葉 41 た 4629	山田支所	
40	アルト	千葉 580 て 2671	山田支所	
41	キャリイ	千葉 41 と 4396	山田支所	
42	シエンタ	千葉 501 も 4721	栗源支所	○
43	プロボックス	千葉 502 せ 5352	栗源支所	○
44	ノア	千葉 502 ち 8400	水道課	
45	アクティバン	千葉 480 く 954	水道課	
46	ダイナ	千葉 100 す 2202	水道課	
47	アクティバン	千葉 480 く 8095	水道課	
48	アクティバン	千葉 480 く 7406	水道課	
49	スクラムトラック	千葉 480 い 8296	水道課	
50	キャンター	千葉 800 せ 8458	水道課	



## 【資料 14】 指定緊急避難場所及び指定避難所

指定緊急避難場所

(令和3年3月現在)

No.	名称	所在	地震	土砂	洪水					
					利根川	霞ヶ浦	小野川	黒部川	栗山川	小貝川
1	佐原中学校	佐原口 2124-1	○	○		○		○	○	○
2	粉名口児童公園	佐原口 2028-93	○	○		○		○	○	○
3	佐原コミュニティセンター	佐原イ 211	○	○		○		○	○	○
4	岩ヶ崎台第1号公園	岩ヶ崎台 27	○	○	○	○	○	○	○	○
5	佐原公園・佐原野球場周辺	佐原イ 771	○ ※	○ ※	○	○	○	○	○	○
6	玉造中央公園	玉造 2-6	○	○	○	○	○	○	○	○
7	佐原小学校体育館敷地	佐原イ 1870	○	○		○		○	○	○
8	佐原小学校	佐原イ 1870	○	○		○		○	○	○
9	ケーヨーD2佐原店駐車場	山之辺 1405-1	○	○	○	○	○	○	○	○
10	観福寺	牧野 1752	○	○	○	○	○	○	○	○
11	北佐原小学校	佐原ニ 1676	○	○			○	○	○	
12	石納コミュニティセンター	石納 547	○	○			○	○	○	
13	佐原高等学校	佐原イ 2685	○	○		○		○	○	○
14	旧佐原第二中学校	新部 10	○	○	○	○	○	○	○	○
15	香取小学校	香取 1875	○	○	○	○	○	○	○	○
16	香取神宮駐車場	香取 1697-1	○ ※	○ ※	○	○	○	○	○	○
17	旧神南小学校	下小野 1599	○	○	○	○	○	○	○	○
18	わらびが丘小学校	九美上 29-1	○	○	○	○	○	○	○	○
19	竟成小学校	観音 481	○	○	○	○	○	○	○	○
20	香西保育所	観音 21-1	○	○	○	○	○	○	○	○
21	旧福田小学校	福田 240	○	○	○	○	○	○	○	○
22	本矢作運動広場	本矢作 918-4	○	○	○	○	○	○	○	○
23	旧伊地山幼稚園	伊地山 532-1	○	○	○	○	○	○	○	○
24	東大戸小学校	大戸 877	○	○		○	○	○	○	○
25	佐原第五中学校	大戸 937	○	○		○	○	○	○	○
26	旧東大戸小学校石納分校	昭和町ろ 56	○	○		○	○	○	○	○
27	瑞穂小学校	堀之内 1770-96	○	○	○	○	○	○	○	○
28	香取中学校	津宮 1440	○	○		○	○	○	○	○
29	津宮小学校	津宮 1215	○	○		○	○	○	○	○
30	大倉小学校	大倉 501	○	○		○			○	○
31	清宝院前	大倉 947	○	○	○	○	○	○	○	○
32	旧湖東小学校	八筋川甲 1993-2	○	○			○	○	○	
33	新島中学校	佐原ハ 4428	○	○			○	○	○	
34	新島小学校	加藤洲 685	○	○			○	○	○	
35	水郷佐原あやめパーク	扇島 1837-2	○	○			○	○	○	
36	小見川中央小学校	小見川 94	○	○		○	○		○	○
37	小見川社会福祉センター(さくら館)	本郷 62	○	○		○	○		○	○
38	城山公園	小見川 4780-1	○	○	○	○	○	○	○	○

No.	名 称	所 在	地 震	土 砂	洪水					
					利根川	霞ヶ浦	小野川	黒部川	栗山川	小貝川
39	小見川高等学校	小見川 4735-1	○	○	○	○	○	○	○	○
40	小見川中学校	小見川 4685	○	○	○	○	○	○	○	○
41	くろべ運動公園	小見川 4866-109	○	○		○	○		○	○
42	水郷小見川少年自然の家	小見川 5249-1	○	○		○	○		○	○
43	小見川市民センター	羽根川 38	○	○		○	○		○	○
44	小見川東小学校	阿玉川 728	○	○		○	○	○	○	○
45	旧小見川南小学校	五郷内 2218	○	○	○	○	○	○	○	○
46	小見川西小学校	内野 35	○	○	○	○	○	○	○	○
47	小見川北小学校	富田 800	○	○	○	○	○	○	○	○
48	グッドライフ香取(みはる園) (旧小見川北小学校利北分校)	一ノ分目番外 7-3	○	○			○	○	○	
49	旧八都小学校	小見 1025	○	○		○	○		○	○
50	八都保育園	小見 65	○	○		○	○	○	○	○
51	山田支所周辺	仁良 300-1	○	○	○	○	○	○	○	○
52	山田中学校	仁良 356-1	○	○	○	○	○	○	○	○
53	山田小学校	仁良 356-1	○	○	○	○	○	○	○	○
54	旧府馬小学校	府馬 3429-4	○	○	○	○	○	○	○	○
55	旧八都第二小学校	仁良 1038-1	○	○	○	○	○	○	○	○
56	旧山倉小学校	山倉 672	○ ※	○ ※	○	○	○	○	○	○
57	山倉運動広場	大角 1545-1	○	○	○	○	○	○	○	○
58	旧第一山倉小学校	桐谷 1020	○	○	○	○	○	○	○	○
59	医王寺	小川 550	○	○	○	○	○	○	○	○
60	テラス・サンサン	長岡 1821-1	○	○	○	○	○		○	○
61	栗源小学校	岩部 5025	○	○	○	○	○	○	○	○
62	高萩福祉センター (旧高萩小学校)	高萩 1100-2	○	○	○	○	○	○	○	○
63	旧沢小学校	沢 1813	○ ※	○ ※	○	○	○	○	○	○
64	栗源中学校	岩部 1051-1	○	○	○	○	○	○	○	○
65	栗源B&G海洋センター	岩部 1045-1	○	○	○	○	○	○	○	○
66	栗源市民センター	岩部 700			○	○	○	○		○
67	道の駅くりもと 紅小町の郷	沢 1372-1	○	○	○	○	○	○	○	○

- ・「※」の箇所については、一部が土砂災害警戒区域に指定されているため注意を要する。
- ・佐原コミュニティセンターは「佐原中央公民館、佐原市民体育館、佐原文化会館、駐車場」の総称

指定避難所

(令和3年3月現在)

No.	名称	所在	地震	土砂	洪水						重複	想定収容人数
					利根川	霞ヶ浦	小野川	黒部川	栗山川	小貝川		
1	佐原中学校体育館	佐原口 2124-1	○	○		○		○	○	○	○	400
2	香取市民体育館	佐原イ 211	○	○		○		○	○	○	○	643
3	佐原小学校体育館	佐原イ 1870	○	○	○	○		○	○	○	○	389
4	北佐原小学校体育館	佐原ニ 1676	○	○			○	○	○		○	106
5	佐原高等学校体育館	佐原イ 2685	○	○		○		○	○	○	○	248
6	旧佐原第二中学校体育館	新部 10		○	○	○	○	○	○	○	○	127
7	香取小学校体育館	香取 1875	○	○	○	○	○	○	○	○	○	111
8	旧神南小学校体育館	下小野 1599	○	○	○	○	○	○	○	○	○	96
9	わらびが丘小学校体育館	九美上 29-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	137
10	竟成小学校体育館	観音 481	○	○	○	○	○	○	○	○	○	120
11	旧福田小学校体育館	福田 240	○	○	○	○	○	○	○	○	○	102
12	東大戸小学校体育館	大戸 877	○	○		○	○	○	○	○	○	119
13	佐原第五中学校体育館	大戸 937	○	○		○	○	○	○	○	○	213
14	瑞穂小学校体育館	堀之内 1770-96	○	○	○	○	○	○	○	○	○	101
15	香取中学校体育館	津宮 1440	○	○		○	○	○	○	○	○	209
16	津宮小学校体育館	津宮 1215	○	○		○	○	○	○	○	○	98
17	大倉小学校体育館	大倉 501	○	○		○			○	○	○	105
18	旧湖東小学校体育館	八筋川甲 1993-2	○	○			○	○	○		○	120
19	新島中学校体育館	佐原ハ 4428	○	○			○	○	○		○	128
20	新島小学校体育館	加藤洲 685	○	○			○	○	○		○	100
21	小見川中央小学校体育館	小見川 94	○	○		○	○		○	○	○	163
22	小見川社会福祉センター (さくら館)	本郷 62	○	○		○	○		○	○	○	174
23	小見川高等学校体育館	小見川 4735-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	251
24	小見川中学校体育館	小見川 4685	○	○	○	○	○	○	○	○	○	457
25	小見川B&G海洋センター	小見川 4866-736	○	○		○	○		○	○		192
26	小見川スポーツ・ コミュニティセンター	小見川 5218	○	○		○	○		○	○		210
27	小見川市民センター	羽根川 38	○	○		○	○		○	○	○	391
28	小見川東小学校体育館	阿玉川 728	○	○		○	○	○	○	○	○	150
29	旧小見川南小学校体育館	五郷内 2218	○	○	○	○	○	○	○	○	○	123
30	小見川西小学校体育館	内野 35	○	○	○	○	○	○	○	○	○	143
31	小見川北小学校体育館	富田 800	○	○	○	○	○	○	○	○	○	160
32	グッドライフ香取(みはる園) (旧小見川北小学校利北分校)	一ノ分目番外 7-3	○	○			○	○	○		○	34
33	水郷小見川少年自然の家 体育館	小見川 5249-1	○	○		○	○		○	○	○	110
34	旧八都小学校体育館	小見 1025	○	○		○	○		○	○	○	157

No.	名称	所在	地震	土砂	洪水						重複	想定収容人数
					利根川	霞ヶ浦	小野川	黒部川	栗山川	小貝川		
35	山田B&G海洋センター	仁良 361-2	○	○	○	○	○	○	○	○		300
36	山田中学校体育館	仁良 356-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	262
37	山田小学校体育館	仁良 356-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	154
38	旧府馬小学校体育館	府馬 3429-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	145
39	旧八都第二小学校体育館	仁良 1038-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	146
40	旧山倉小学校体育館	山倉 672	○ ※	○ ※	○	○	○	○	○	○	○	153
41	旧第一山倉小学校体育館	桐谷 1020	○	○	○	○	○	○	○	○	○	149
42	栗源小学校体育館	岩部 5025	○	○	○	○	○	○	○	○	○	132
43	高萩福祉センター (旧高萩小学校体育館)	高萩 1100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	134
44	旧沢小学校体育館	沢 1813	○ ※	○ ※	○	○	○	○	○	○	○	127
45	栗源中学校体育館	岩部 1051-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	359
46	栗源B&G海洋センター	岩部 1045-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300
47	栗源市民センター	岩部 700			○	○	○	○		○	○	487

- ・「※」の箇所については、一部が土砂災害警戒区域に指定されているので、注意を要する。
- ・重複欄は指定緊急避難場所と重複する施設に○を記入。
- ・避難所の想定収容人数については、一人当たり4㎡必要として算出。

## 【資料 15】 要配慮者施設

### 幼稚園・学校

(令和2年10月現在)

No	名 称	所在地	電話	浸水区域	土砂区域
1	白百合幼稚園	佐原イ 402-2	52-4080	○	
2	佐原幼稚園	佐原イ 874	52-3224	○	
3	佐原みどり幼稚園	佐原ロ 2114-1	52-2772	○	
4	津宮幼稚園	津宮 712-2	57-0818	○	
5	大倉小学校	大倉 501	57-0007	○	
6	東大戸小学校	大戸 877	54-2250	○	
7	新島小学校	加藤洲 685	56-0903	○	
8	香取小学校	香取 1875	57-3082		
9	竟成小学校	観音 481	59-3842		
10	わらびが丘小学校	九美上 29-1	79-6655		
11	佐原小学校	佐原イ 1870	52-2044	○	
12	北佐原小学校	佐原ニ 1676	56-0403	○	
13	津宮小学校	津宮 1215	57-0239	○	
14	瑞穂小学校	堀之内 1770-96	52-2042		
15	佐原第五中学校	大戸 937	55-2233	○	
16	新島中学校	佐原ハ 4428	56-0702	○	
17	佐原中学校	佐原ロ 2124-1	52-5157	○	
18	香取中学校	津宮 1440	50-5000		
19	佐原高等学校	佐原イ 2685	52-5131	○	
20	千葉萌楊高等学校	佐原イ 3371	52-2959	○	
21	佐原白楊高等学校	佐原イ 861	52-5137	○	○
22	小見川東小学校	阿玉川 728	82-2391		
23	小見川西小学校	内野 35	82-7124		
24	小見川中央小学校	小見川 94	82-2047	○	
25	小見川北小学校	富田 800	82-2692		
26	小見川中学校	小見川 4685	82-3144		
27	小見川高等学校	小見川 4735-1	82-2146		
28	山田小学校	仁良 356-1	79-0065		
29	山田中学校	仁良 356-1	78-4411		
30	栗源小学校	岩部 5025	75-2019		
31	栗源中学校	岩部 1051-1	75-2034		

## 児童福祉施設

No	名 称	所在地	電話	浸水区域	土砂区域
1	大倉保育所	大倉 5374	57-0643	○	
2	東大戸児童クラブ	大戸 877	55-0222	○	
3	まんまる保育園	大根 1151	59-3040		
4	新島保育所	加藤洲 1924-9	56-0100	○	
5	新島児童クラブ	加藤洲 681-1	56-3122	○	
6	香取保育所	香取 1932	57-3156		
7	香西保育所	観音 21-1	58-1656		
8	ゆきはうす	北 2-11-5	55-1307	○	
9	わらびが丘児童クラブ	九美上 29-1	79-8010		
10	佐原児童クラブ	佐原イ 1800	54-4925	○	
11	佐原第 2 児童クラブ	佐原イ 1800	54-4925	○	
12	佐原第 3 児童クラブ	佐原イ 1800	54-4925	○	
13	佐原第 4 児童クラブ	佐原イ 1800	54-4925	○	
14	佐原第 5 児童クラブ	佐原イ 1800	54-4925	○	
15	佐原めぐみこども園	佐原イ 1921	52-4392	○	
16	学童クラブめぐみ	佐原イ 1921-5	52-4392	○	
17	佐原保育所	佐原イ 3525	54-1259	○	
18	北佐原保育所	佐原ニ 1779	56-0919	○	
19	あげひばり保育園	佐原ロ 2097-77	79-8383	○	
20	たまつくり保育園	玉造 2-4-1	54-1469		
21	瑞穂保育所	寺内 588	55-0565	○	
22	瑞穂児童クラブ	堀之内 1770-96	52-1550		
23	小見川西児童クラブ	内野 35	82-6200		
24	清水こども園	内野 448-1	82-5701		
25	おみがわこども園	小見川 1585-2	82-3555	○	
26	小見川中央児童クラブ	小見川 94	82-2060	○	
27	小見川中央第 2 児童クラブ	小見川 94	82-2300	○	
28	小見川中央第 3 児童クラブ	小見川 94	82-2120	○	
29	小見川中央第 4 児童クラブ	小見川 94	82-2120	○	
30	小見川東保育所	下飯田 954-2	82-3030		
31	明照保育園学童クラブ	下小堀 611-1	82-2643	○	
32	明照保育園	下小堀 611-1	82-2643	○	
33	小見川北児童クラブ	富田 800	82-2061		
34	八都保育園	小見 65	78-2320	○	
35	山田児童館	長岡 1307-1	78-1050		

No	名 称	所在地	電話	浸水区域	土砂区域
36	山田児童クラブ	長岡 1307-1	78-3332		
37	山田第2 児童クラブ	長岡 1307-1	78-3332		
38	山倉保育園	新里 974	78-2804		
39	府馬保育園	府馬 2938-4	78-2104		
40	山倉第二保育園	山倉 688-1	79-2228		
41	栗源児童クラブ	岩部 5025	75-1500		
42	栗源保育所	岩部 5076	75-2446		○

## 高齢者施設

No	名称	所在地	電話	浸水区域	土砂区域
1	介護老人保健施設夢プラスワン	大倉 1196-1	57-1511		
2	リハプライド香取	大倉 5799-3	79-6517	○	○
3	香取市なのはな苑デイサービスセンター	大崎 214	59-1212		
4	楽天堂リハビリデイサービス香取	大崎 214	79-8711		
5	リハビリケアセンター奏	香取 1762-1	50-5500		
6	ショートステイサービス東総あやめ苑	佐原イ 1257-1	52-1151		
7	デイサービスセンター東総あやめ苑	佐原イ 1257-1	52-1151		
8	特別養護老人ホーム東総あやめ苑	佐原イ 1257-1	52-1151		
9	グループホームあんじん	佐原イ 1679-1	55-0094		
10	デイケアハウスふだらく	佐原イ 1681	52-3330	○	
11	グループホームスマイル	佐原イ 1689-2	55-8655	○	
12	小規模多機能型居宅介護ほうらい佐原寮	佐原イ 693-3	54-5030	○	
13	エクセルシオール佐原	佐原ハ 4491	50-3061	○	
14	エクセルシオール佐原デイサービス	佐原ハ 4491	50-3171	○	
15	グループホームじゅらく	佐原ホ 323-2	52-0232		
16	デイサービスセンターじゅらく	佐原ホ 323-2	52-0231		
17	デイサービスセンターなないろ	佐原ロ 097-471	50-0277	○	
18	サービス付き高齢者向け住宅ロイヤル ライフ水郷町	佐原ロ 2097-471	79-8310	○	
19	ニチケアセンター北佐原	篠原ロ 1821-2	50-3101	○	
20	グループホームいきいきの家香取	玉造 1-4-1	52-0812		
21	グループホームあすなる	玉造 483-2	55-8817		
22	グループホーム松風	津宮 1932-1	50-5680	○	
23	香取市ひまわり苑デイサービスセンター	津宮 4102	57-2965	○	
24	香取市養護老人ホームひまわり苑	津宮 4102	57-2960	○	
25	デイサービス楽らクラブ	森戸 20-4	79-0257	○	
26	デイサービスセンター松風	丁子 829-3	50-5630		
27	グループホームすこやかさん	与倉 869-1	58-0505		
28	デイサービスセンターすこやかさん	与倉 869-1	58-0505		
29	デイサービスセンターすこやかさん桜館	与倉 869-1	58-0505		
30	サービス付き高齢者向け住宅 シルバーハウスすこやかさん	与倉 869-1	58-0505		
31	かとり郷福楽園デイサービスセンター	内野 448-1	79-7272		
32	特別養護老人ホームかとり郷福楽園	内野 448-1	79-7272		
33	介護老人保健施設おみがわ	小見川 4662-2	80-1315		
34	グループホーム香取の杜 中々	小見川 5598-1	80-4030	○	
35	短期入所生活介護香取の杜 中々	小見川 5598-1	80-4030	○	
36	通所介護香取の杜 中々	小見川 5598-1	80-4030	○	



No	名称	所在地	電話	浸水区域	土砂区域
37	いこいの家赤とんぼ	小見川 5612-14	83-5212	○	
38	デイサービス赤とんぼ	小見川 5612-15	83-5212	○	
39	ショートステイ水都苑	小見川 676-2	82-3388	○	
40	デイサービスセンター水都苑	小見川 676-2	82-3388	○	
41	特別養護老人ホーム水都苑	小見川 676-2	82-3388	○	
42	デイサービス和心（やまと）	五郷内 2077	79-0680		
43	朝日屋	野田 200-1	80-0501	○	
44	小見川あすなろクリニック	野田 280-1	79-5683	○	
45	グループホームおみがわの憩	野田 714	80-0121		
46	リハビリデイサービスエール	野田 848	79-9939	○	
47	サービス付き高齢者向け住宅 コンシェルジュエール	野田 848	79-9939	○	
48	フレンド88	野田 88	79-9081	○	
49	本多病院介護医療院	本郷 773	82-3181		
50	リハビリセンター小見川	分郷 1-9	79-0579	○	
51	小見川ひまわりクリニック	分郷 32-1	83-8800	○	
52	ショートステイサービス九十九里ホーム 山田	大角 1545-16	70-7171		
53	九十九里ホーム山田デイサービスセンター	大角 1545-16	70-7171		
54	九十九里ホーム山田特別養護老人ホーム	大角 1545-16	70-7171		
55	グループホーム山里	新里 1182-12	70-8156		
56	デイサービスあお葉	府馬 242-1	79-0871	○	
57	グループホーム日下部	府馬 3490-1	78-1151		
58	日下部ホーム	府馬 3490-1	78-1151		
59	介護老人保健施設おおくすの郷	府馬 3723	78-1122		
60	グループホームたすけあい	岩部 1095-1	75-1056		
61	サービス付き高齢者向け住宅 シルバーケアたすけあい	岩部 1094	75-1056		
62	グループホーム杜の家くりもと	岩部 869-60	70-5665		
63	ショートステイサービス杜の家くりもと	岩部 869-60	70-5665		
64	デイサービスセンター杜の家くりもと	岩部 869-60	70-5665		
65	特別養護老人ホーム杜の家くりもと	岩部 869-60	70-5665		
66	栗源デイサービスセンター	岩部 946-1	75-1002		
67	ここあんすの家	沢 12-5	79-6468		
68	デイサービスしえるのお庭	沢 12-5	79-6468		
69	グループホームいきいきの家くりもと	高萩 765-1	70-5051		

## 障がい者（児）施設

No	名 称	所在地	電話	浸水区域	土砂区域
1	就労支援センターあけぼの園	岩ヶ崎台 12-7、12	0120-508-408		
2	佐原聖家族園	返田 323-1	50-7117		
3	ゆきはうすルーム	北 2-11-5	55-1307	○	
4	地域活動支援センター らいおん香取	北 2-8-4	79-6037	○	
5	はしがえハウス	佐原イ 1311-33	54-6881		
6	地域活動支援センター 希望之家	佐原イ 2173	52-5208	○	
7	さかいだハウス	佐原イ 2-36	080-9662-0112	○	
8	多機能型事業所いずみの家	佐原イ 676	79-0734	○	
9	さくらハウス	佐原ホ 1226-4	79-0755	○	
10	いわがさきハウス	佐原ホ 1309-2	52-6673	○	
11	新寺ハウス	佐原ホ 6-2	080-9662-0112	○	
12	こなぐちハウス	佐原ロ 2097-363	50-7117	○	
13	就労定着支援あいので	玉造 3-7-11	0120-508-408		
14	たまつくりハウス	玉造 539-1	54-2285		
15	障害者就労支援事業所よつ葉	鳥羽 332-7	79-6428		
16	まきのハウスⅠ	牧野 156-1	52-0220	○	
17	まきのハウスⅡ	牧野 156-1	52-0220	○	
18	ライフ 1	牧野 186-2	0479-85-8910	○	
19	ライフ 2	牧野 186-2	0479-85-8910	○	
20	コーポ水葱 202	津宮 791-9 コーポ 水葱 202	0479-85-8910	○	
21	ハナホーム	牧野 1989	080-9662-0112	○	
22	FACTORY	谷中 519-9	79-7131	○	
23	グッドライフ香取（みはる園）	一ノ分目番外 7-1	79-7077	○	
24	ひだまりの家	岡飯田 205-3	83-0362		
25	さきがけの家	岡飯田 444-1	83-1220		
26	大利根旭出福祉園	岡飯田 792-1	83-1220		
27	あゆみ寮 弐	小見川 670-2 ハローコーポ 1 106	83-0362	○	
28	あゆみ寮 壱	小見川 670-2 ハローコーポ 1 107	83-0362	○	
29	生活ホームいぶき	貝塚 67-1	83-0522		
30	香取ホーム	野田 541-3	82-1717	○	
31	町田ハウス 1	野田 607-14	82-1717		
32	町田ハウス 2	野田 607-14	82-1717		
33	小見川ベース B 棟 101	羽根川 174-1	79-9405	○	
34	就労支援事業所ワーク おみがわ	南原地新田 459	83-8005	○	
35	茜はうす 1	分郷 252	82-1717		

No	名 称	所在地	電話	浸水区域	土砂区域
36	コーポエメラルド110	米野井 86-1 コーポ エメラルド 110 号室	82-1717		
37	自然	仁良 1026-1	70-7111		
38	児童発達支援センター コスモスの花	仁良 1194-7	70-7373		
39	いちいホーム	鳩山 181-5	79-9405		
40	いちいホーム2	鳩山 181-6	79-9405		
41	栗源第一薪炭供給所	沢 2452-1	70-5234		
42	栗源協働支援センター	沢 2459-1	70-5234		
43	聖ヨセフつどいの家	高萩 1100-2	79-6505		

### 医療施設（有床）

No	名 称	所在地	電話	浸水区域	土砂区域
1	鈴木眼科医院	佐原イ 158-2	52-2774	○	
2	根本医院	佐原イ 1693	54-2233	○	
3	県立佐原病院	佐原イ 2285	54-1231	○	
4	山野病院	佐原イ 3416	55-1225	○	
5	イムス佐原リハビリテーション病院	佐原ロ 2121-1	55-1113	○	
6	本多病院	本郷 772	82-3181		
7	香取おみがわ医療センター	南原地新田 438-1	82-3161	○	
8	栗源病院	助沢 832-1	70-5121		

### 保護施設

No	名 称	所在地	電話	浸水区域	土砂区域
1	厚生園	八本 555-27	82-5134		

## 【資料 16】 臨時ヘリポート

離発着場所	所在地		施設管理者 又は占有者	広 さ		最寄 消防署 から	備 考
	所在・地番	座標		巾長さ	区分		
新島中学校	佐原ハ 4428	N 35° 53' 45" E140° 31' 30"	学校長	120×130	中	20 分	
佐原高等学校	佐原イ 2684	N 35° 53' 00" E140° 30' 30"	学校長	114×120	中	5 分	避難所隣接
佐原河川敷緑地	佐原口 2122	N 35° 53' 45" E140° 30' 30"	市 長	100×200	中	1 分	避難所隣接
くろべ運動公園	小見川 4866-109	N35° 51' 12" E140° 36' 57"	市 長	100×100	中	5 分	避難所隣接
小見川東小学校	阿玉川 728	N35° 50' 27" E140° 37' 32"	学校長	60×120	中	7 分	避難所隣接
小見川西小学校	内野 35	N35° 50' 24" E140° 34' 06"	学校長	50×70	中	9 分	避難所隣接
旧小見川南 小学校	貝塚 2218	N35° 48' 53" E140° 38' 03"	学校長	50×60	中	10 分	避難所隣接
小見川北小学校	富田 800	N35° 52' 18" E140° 35' 24"	学校長	60×80	中	7 分	避難所隣接
小見川中学校	小見川 4685	N35° 51' 09" E140° 35' 17"	学校長	100×100	中	3 分	避難所隣接
小見川高等学校	小見川 4740	N35° 51' 16" E140° 35' 24"	学校長	50×100 120×180	中	3 分	避難所隣接
小見川河川敷 運動公園	八日市場地先 利根川河川敷	N35° 51' 24" E140° 37' 07"	市 長	170×590	大	7 分	
山田中学校	仁良 356-1	N35° 48' 27" E140° 34' 25"	学校長	150×100	中	3 分	避難所隣接
旧八都小学校	小見 1025	N35° 49' 42" E140° 35' 30"	学校長	90×70	中	10 分	避難所隣接
旧八都第二 小学校	仁良 1038-1	N35° 48' 35" E140° 33' 48"	学校長	60×55	中	8 分	避難所隣接
旧府馬小学校	府馬 3429-4	N35° 47' 21" E140° 36' 18"	学校長	120×65	中	9 分	避難所隣接
旧山倉小学校	山倉 672	N35° 47' 02" E140° 32' 07"	学校長	75×50	中	10 分	避難所隣接
旧第一山倉 小学校	桐谷 1020	N35° 46' 45" E140° 34' 09"	学校長	75×50	中	10 分	避難所隣接

離発着場所	所在地		施設管理者 又は占有者	広 さ		最寄 消防署 から	備 考
	所在・地番	座標		巾長さ	区分		
山田中央 運動広場	仁良 361	N35° 48' 33"	市 長	90×100	中	5分	避難所隣接
		E140° 34' 31"					
山倉運動広場	山倉 1545	N35° 46' 59"	市 長	70×60	中	7分	
		E140° 33' 16"					
栗源運動広場	岩部 1045	N35° 48' 30"	市 長	50×50	中	2分	避難所隣接
		E140° 30' 44"					
ふれあいの里 公園	岩部 3280	N35° 48' 24"	市 長	30×30	小	2分	
		E140° 30' 11"					
栗源小学校	岩部 5025	N35° 48' 28"	学校長	100×70	中	2分	避難所隣接
		E140° 30' 37"					
栗源中学校	岩部 1063	N35° 48' 35"	学校長	80×70	中	2分	避難所隣接
		E140° 30' 42"					
旧高萩小学校	高萩 1100	N35° 48' 51"	社会福祉法 人口ザリオ の聖母会	70×50	中	7分	避難所隣接
		E140° 32' 10"					
旧沢小学校	沢 1813-1	N35° 48' 04"	教育長	30×30	小	7分	避難所隣接
		E140° 28' 48"					

### 【資料 17】 災害拠点病院

名 称	所 在 地	電話番号	科目	病床数
千葉県立佐原病院	香取市佐原4 2285	0478-54-1231	総合	一般病床 237 結核病床 4
成田赤十字病院	成田市飯田町 90-1	0476-22-2311	総合	一般病床 662 精神病床 50 観戦病床 7
国保旭中央病院	旭市イの 1326	0479-63-8111	総合	一般病床 763 精神病床 220 観戦病床 6

## 【資料 18】 市内医療機関（医師会所属）

名 称	所 在 地	電話番号	科 目
あいざわクリニック	佐原イ 2403-1	55-8001	脳神経外科、外科、内科
浅野耳鼻咽喉科医院	北 3-12-13	55-1133	耳
安住耳鼻咽喉科医院	佐原イ 771	52-2765	耳
飯島ペインクリニック	佐原イ 573	55-0300	内、麻
石井内科医院	佐原イ 1700	55-1414	内、循、呼、脳外科
石橋医院	小見川 548	82-2203	内、小、皮
宇井整形外科	北 3-1-24	52-3131	整
おおくすの郷クリニック	府馬 3723	78-1155	内、整
小見川あすなろクリニック	野田 280-1	79-8683	整、リハ
小見川ひまわりクリニック	分郷 32-1	83-8800	眼、内、循、人工透析、 耳、整・リハビリテーシ ョン
香取医院	津宮 1295-1	50-5511	内、小、消
香取おみがわ医療センター	南原地新田 438-1	82-3161	内、外、小、眼、皮、耳、 泌、整形外科・脊椎脊髄 センター、脳神経外科
久保田医院	佐原イ 1025	52-2377	
栗源病院	助沢 832-1	70-5121	内、リハ、皮
越川医院	佐原イ 753	52-5202	内、小
こしかわ眼科	佐原イ 756-14	55-8800	眼
越川クリニック	北 1-10-3	55-8030	内、消、小
榊原医院	佐原イ 750	52-2820	外、内、皮
坂本医院	佐原口 2028-43	52-3381	小、内、消
佐原眼科	佐原イ 3408	54-2961	眼
さわら心のクリニック&相談室	玉造 2-10-11	55-9550	精、心内
イムス佐原リハビリテーション 病院	佐原口 2121-1	55-1113	内、皮、リハ
佐原泌尿器クリニック	谷中 671-1	54-3390	泌、内
小見川診療所	三ノ分目 255-7	82-2588	内、皮、泌
島崎医院	北 3-4-8	55-1221	内、小、アレルギー科
鈴木眼科	佐原イ 158-2	52-2774	眼
たもつ内科小児科医院	北 2-14-8	55-8123	内、小
千葉県立佐原病院	佐原イ 2285	54-1231	内、外、小、眼、歯、泌、 婦、脳神経外科、神内、 整
東葉クリニック	北 2-14-5	55-8801	内、泌、人工透析外科
鵜田医院	岩部 1388	75-2008	内
中田内科医院	小見川 1051	82-3320	内

名 称	所 在 地	電話番号	科 目
中村眼科医院	佐原イ 3409	52-4353	眼
日新眼科	北 3-13-10	50-2500	眼
日新外科胃腸科医院	北 3-13-10	54-5977	外
根本医院	佐原イ 1693	54-2823	内、消化器内科・消化器外科
馬場医院	小見川 1393	82-2730	内、小
布施外科医院	佐原イ 66	52-4580	外、整、皮、泌、性、肛、胃、循、消
本多病院	本郷 772	82-3181	内、外、精、呼、整
まきの越川診療所	牧野 2070-2	79-0705	内、消
松浦医院	佐原イ 2907-1	52-2065	内、泌、皮、整、リウマチ、リハ
松浦医院 佐原分院	佐原イ 2684	79-6111	心、精、内、小
みはま香取クリニック	玉造 2-9-3	52-0011	泌、人工透析
宮内医院	府馬 2805	78-2447	内、小
みやうちクリニック	長岡 1304-7	70-8808	内、消
山野病院	佐原イ 3416	55-1225	内、消、腎、脳神経内科、脳外科、循

## 【資料 19】 市内歯科医療機関（歯科医師会所属）

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
石井歯科クリニック	北 1-2-7	79-7010	
石橋歯科医院	佐原口 2128	54-5435	
磯歯科医院	佐原イ 1904	55-1182	
大澤歯科医院	扇島 2281	56-3748	
おぐら歯科医院	玉造 2-9-8	52-1182	
片野歯科医院	佐原イ 4187-2	79-6911	
神田歯科医院	佐原口 2122-72	52-3624	
きたみ歯科医院	佐原ホ 1251-5	52-4188	
くさかべ歯科医院	観音 140-1	55-1355	
久保木歯科医院	津宮 4123	57-2117	
小林歯科医院	佐原イ 547-8	54-0640	
篠塚歯科医院	津宮 838	57-3315	
菅井歯科医院	佐原口 2129-15	54-1601	
高塚歯科医院	佐原イ 3191	52-2974	
塚原歯科医院	北 3-14-3	55-0068	
角田歯科医院	佐原イ 779	52-2554	
那須歯科医院	北 3-11-2	54-5693	
ひろ歯科ファミリークリニック	佐原イ 3913-1	79-9001	
平野歯科医院	北 1-11-6	55-1480	
堀井歯科医院	北 3-7-2	55-1855	
まつかわ歯科医院	佐原ホ 489-1	50-2100	
まりも歯科医院	佐原イ 591	52-4488	
むらまつ歯科	牧野 160	50-0180	
メイヨ歯科平山診療所	佐原イ 1710	52-2487	
いわせ歯科	本郷 1000	80-1133	
木内歯科医院	小見川 221	82-2541	
木村歯科	下小川 1465	83-6790	
とうごう歯科・口腔外科医院	小見川 592	82-3008	
中川歯科医院	小見川 4865-57	83-0039	
成毛歯科医院	小見川 295-5	82-3348	
西宮歯科	小見川 743	83-3308	



名 称	所 在 地	電話番号	備 考
平野歯科クリニック	小見川 845	83-1309	
香取おみがわ医療センター	南原地新田 438-1	82-3161	
さの歯科医院	木内 86-1	82-5066	
根本歯科医院	府馬 2797	78-2006	
加瀬歯科医院	府馬 3001-2	70-7772	
スガイ歯科	岩部 1176	75-3100	

【資料 20】 市内医薬品等調達先（薬剤師会所属）

種別	名 称	所 在 地	電話番号
薬 局	(有) イシバシ薬局	佐原イ 515	55-1708
薬 局	(有) 今泉薬局	佐原イ 2588	52-5255
薬 局	入船橋薬局	佐原イ 773-15	52-3956
薬 局	ウエルシア薬局香取佐原店	佐原イ 4200	50-2020
薬 局	オガワ薬局	佐原イ 612	52-2570
薬 局	かとり薬局	津宮 1293-2	79-5522
薬 局	げんき調剤薬局	北 3-7-11	55-8810
薬 局	サクマ薬局	佐原イ 3393	52-3432
薬 局	サクマ薬局北口店	北 3-13-19	52-3886
薬 局	佐原中央薬局東店	佐原イ 2314	55-2525
薬 局	サン薬局佐原店	佐原イ 3838	55-9222
薬 局	セイミヤ薬局佐原店	玉造 2-1-3	55-0306
薬 局	ツカモト薬局	佐原イ 134	54-1397
薬 局	土谷薬局新宿店	佐原イ 457	52-4598
薬 局	ヤックスドラッグ佐原店	佐原イ 4196-1	52-5781
薬 局	インダ薬局ウイル店	小見川 942-1	83-1550
薬 局	ウエルシア薬局 香取小見川 2 号店	小見川 2243-1	80-0646
薬 局	回生堂本店	小見川 291	82-2031
薬 局	すがや薬局	小見川 765-1	82-2181
薬 局	ヤックスドラッグ小見川店	小見川 695-1	79-8500
薬 局	博進堂薬局	府馬 3004	78-2923
薬 局	フジキ薬局アピオ店	分郷 34-2	80-1021

## 【資料 21】 指定文化財一覧

### 【 佐 原 地 区 】

No.	名 称	区分		種別	指定年月日	所在地
1	海獣葡萄鏡	国宝等	国宝有形	工芸品	S. 28. 3. 31	香取 香取神宮
2	伊能忠敬関係資料	国宝等	国宝有形	歴史資料	H. 22. 6. 29	佐原 伊能忠敬記念館
1	銅造十一面観音坐像 銅造地藏菩薩坐像 銅造釈迦如来坐像 銅造釈迦如来坐像	重文等	有形	工芸品	T. 2. 8. 20	牧野 観福寺
2	伊能忠敬旧宅	重文等	記念物	史跡	S. 5. 4. 25	佐原
3	古瀬戸黄釉狛犬	重文等	有形	工芸品	S. 28. 3. 31	香取 香取神宮
4	双竜鏡	重文等	有形	工芸品	S. 28. 11. 14	香取 香取神宮
5	木造十一面観音立像	重文等	有形	彫刻	S. 34. 6. 27	佐原 莊巖寺
6	香取神宮本殿・楼門	重文等	有形	建造物	S. 52. 6. 27 S. 58. 12. 26	香取 香取神宮
7	香取大禰宜家文書	重文等	有形	古文書	S. 60. 6. 6	香取
8	佐原の山車行事	重文等	民俗	無形民俗	H. 16. 2. 6	佐原
9	下総佐倉油田牧跡	重文等	記念物	史跡	R. 1. 10. 16	九美上・福田
1	香取市佐原伝統的建造物群保存地区	国選定	重伝建	—	H. 8. 12. 10	佐原
1	香雲閣	国登録	有形	建造物	H. 12. 2. 15	香取 香取神宮
2	香取神宮拝殿・幣殿・神饌所	国登録	有形	建造物	H. 13. 4. 24	香取 香取神宮
1	天真正伝香取神道流始祖飯篠長威斎墓	県	記念物	史跡	S. 18. 2. 19	香取
2	羅龍王面 納曾利面	県	有形	彫刻	S. 30. 12. 15	大戸 大戸神社
3	香取神宮古神宝類	県	有形	工芸品	S. 35. 2. 23 S. 54. 3. 2 S. 55. 2. 22 S. 61. 2. 28	香取 香取神宮
4	武術 天真正伝香取神道流	県	無形	—	S. 35. 6. 3	香取
5	おらんだ楽隊	県	民俗	無形民俗	S. 38. 5. 4	扇島
6	久保木竹窓遺跡	県	記念物	史跡	S. 45. 1. 30	津宮
7	久保木竹窓遺品	県	有形	歴史資料	S. 47. 9. 29	津宮
8	西坂神社本殿	県	有形	建造物	S. 48. 3. 2	西坂 西坂神社
9	正文堂書店店舗	県	有形	建造物	S. 49. 3. 19	佐原
10	小堀屋本店店舗	県	有形	建造物	S. 49. 3. 19	佐原
11	香取神宮の森	県	記念物	天然記念物	S. 49. 3. 19	香取 香取神宮

No.	名 称	区分		種別	指定年月日	所在地
12	梵鐘(貞和五年在銘)	県	有形	工芸品	S. 50. 3. 28	大戸川 浄土寺
13	下小野貝塚	県	記念物	史跡	S. 53. 2. 28	下小野
14	大戸神社和鏡	県	有形	工芸品	S. 55. 2. 22	大戸 大戸神社
15	側高神社本殿	県	有形	建造物	S. 57. 4. 6	大倉 側高神社
16	光明院阿弥陀堂	県	有形	建造物	H. 1. 3. 10	多田 光明院
17	板碑 (正元元年九月三日在銘)	県	有形	考古資料	H. 2. 3. 16	佐原 惣持院 (大利根分館で展示中)
18	板碑 (正元元年九月在銘)	県	有形	考古資料	H. 2. 3. 16	大戸 地福寺
19	板碑 (正元元年十月廿五日在銘)	県	有形	考古資料	H. 2. 3. 16	大戸 地福寺
20	三菱銀行佐原支店旧本館	県	有形	建造物	H. 3. 2. 15	佐原
21	福新呉服店 店舗兼住宅・土蔵	県	有形	建造物	H. 4. 2. 28	佐原
22	中村屋乾物店 店舗・文庫蔵	県	有形	建造物	H. 4. 2. 28	佐原
23	正上醬油店 店舗・土蔵	県	有形	建造物	H. 4. 2. 28	佐原
24	旧油惣商店 店舗・土蔵	県	有形	建造物	H. 5. 2. 26	佐原
25	中村屋商店 店舗兼住宅・土蔵	県	有形	建造物	H. 5. 2. 26	佐原
26	香取分飯司家文書	県	有形	古文書	H. 5. 2. 26	香取
27	木造観音菩薩坐像	県	有形	彫刻	H. 16. 3. 30	西和田 梅林寺
28	利根川下流域の漁撈用具	県	民俗	有形民俗	H. 18. 3. 14	扇島 千葉県 (大利根分館で展示中)
29	香取神宮旧拝殿	県	有形	建造物	H. 19. 3. 16	香取 香取神宮
30	関峯崎3号横穴出土金銅製押出仏	県	有形	考古資料	H. 26. 3. 4	関 (文化財保存館で展示中)
1	尺時計	市	有形	工芸品	S. 37. 1. 5	佐原 伊能忠敬記念館
2	八坂神社旧神輿	市	民俗	有形民俗	S. 40. 2. 18	佐原 八坂神社
3	鶺鴒貝塚	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	鶺鴒
4	三郎作貝塚	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	新市場
5	大倉南貝塚	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	大倉
6	台畑貝塚	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	多田
7	片野新林古墳	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	片野
8	又見古墳	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	香取
9	本矢作城跡	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	本矢作
10	大崎城跡	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	大崎

No.	名 称	区分		種別	指定年月日	所在地
11	伊能忠敬墓	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	牧野 観福寺
12	今泉恒丸墓	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	佐原 前原共同墓地
13	楫取魚彦墓	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	牧野 観福寺
14	松永呑舟墓	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	津宮 千仏寺
15	清宮秀堅墓	市	記念物	史跡	S. 45. 5. 27	佐原 浄国寺
16	木造釈迦如来同脇侍像	市	有形	彫刻	S. 45. 5. 27	寺内 光福寺
17	木造阿弥陀如来坐像	市	有形	彫刻	S. 45. 5. 27	山之辺 西福寺 (大利根分館で展示中)
18	堂の下大ひいらぎ	市	記念物	天然記念物	S. 45. 5. 27	長山
19	多田の獅子舞	市	民俗	無形民俗	S. 47. 6. 29	多田
20	津宮河岸の常夜燈	市	有形	建造物	S. 52. 6. 1	津宮
21	大崎の大和神楽	市	民俗	無形民俗	S. 52. 6. 1	大崎
22	側高神社のひげなで祭	市	民俗	無形民俗	S. 52. 6. 1	大倉 側高神社
23	玉田神社の力石	市	民俗	有形民俗	S. 52. 6. 1	大倉丁子 玉田神社
24	神道山古墳群	市	記念物	史跡	S. 52. 6. 1	香取
25	頭白上人塚	市	記念物	史跡	S. 52. 6. 1	大根
26	伊能顥則墓	市	記念物	史跡	S. 52. 6. 1	牧野 観福寺
27	源満仲伝承地	市	記念物	史跡	S. 52. 6. 1	多田 光明院
28	絹本着色浄土曼陀羅 - 浄土変相図 -	市	有形	絵画	S. 53. 4. 1	佐原 法界寺
29	坂本桃淵遺作	市	有形	絵画	S. 53. 4. 1	佐原
30	肥前鹿島藩鍋島氏の遺跡	市	記念物	史跡	S. 59. 9. 1	上小川 円通寺
31	図像板石塔婆	市	有形	考古資料	S. 59. 9. 1	寺内
32	光福寺寺宝類	市	有形	工芸品	S. 59. 9. 1	寺内 光福寺
33	金泥板石塔婆	市	有形	考古資料	S. 59. 9. 1	与倉 大竜寺
34	新市場の神楽	市	民俗	無形民俗	S. 60. 6. 1	新市場 天宮神社
35	木造聖観世音菩薩立像・木造愛染 明王坐像	市	有形	彫刻	H. 3. 3. 1	牧野 観福寺
36	観福寺文書	市	有形	歴史資料	H. 3. 3. 1	牧野 観福寺
37	金銅牡丹唐草文華鬘	市	有形	工芸品	H. 3. 3. 1	牧野 観福寺
38	岩ヶ崎の森	市	記念物	天然記念物	H. 3. 3. 1	岩ヶ崎
39	阿弥陀文字図像板碑	市	有形	考古資料	H. 3. 3. 1	新寺 新寺区
40	阿弥陀文字図像板碑	市	有形	考古資料	H. 3. 3. 1	大戸 大戸区
41	阿弥陀文字図像板碑	市	有形	考古資料	H. 3. 3. 1	大戸川 浄土寺

No.	名 称	区分		種別	指定年月日	所在地
42	種子不動明王画像板碑	市	有形	考古資料	H. 3. 3. 1	山之辺 西福寺
43	阿弥陀文字画像板碑	市	有形	考古資料	H. 3. 3. 1	与倉 大竜寺
44	阿弥陀文字画像板碑	市	有形	考古資料	H. 3. 3. 1	多田 分飯司堂
45	千体仏	市	有形	歴史資料	H. 3. 3. 1	津宮 千仏寺
46	種子板碑(正元元年在銘)	市	有形	考古資料	H. 4.10. 1	岩ヶ崎 密蔵寺
47	木造聖観世音菩薩立像	市	有形	彫刻	H. 4.10. 1	観音
48	両界曼陀羅	市	有形	絵画	H. 4.10. 1	牧野 観福寺
49	常光明会曼陀羅	市	有形	絵画	H. 4.10. 1	牧野 観福寺
50	釈迦三尊十六善神像	市	有形	絵画	H. 4.10. 1	牧野 観福寺
51	弥勒曼陀羅	市	有形	絵画	H. 4.10. 1	牧野 観福寺
52	神庫	市	有形	建造物	H. 6. 3. 1	香取 香取神宮
53	返田神社本殿	市	有形	建造物	H. 6. 3. 1	返田 返田神社
54	神徳館表門	市	有形	建造物	H. 7. 6. 1	香取 香取神宮
55	木造十一面観音菩薩坐像	市	有形	彫刻	H. 8. 7. 1	扇島 歓喜院
56	天真正伝香取神道流道場	市	有形	建造物	H. 8. 7. 1	香取
57	本矢作区の神楽	市	民俗	無形民俗	H. 8. 7. 1	本矢作 天宮神社
58	下小野神楽	市	民俗	無形民俗	H.14. 1. 4	下小野
59	下仲町区山車人形菅原道真	市	民俗	有形民俗	H.14. 1. 4	佐原
60	妙見菩薩立像	市	有形	彫刻	H.15. 3. 3	大崎 本命寺
61	男神坐像	市	有形	彫刻	H.15. 3. 3	大崎 本命寺
62	伊能忠敬関係資料	市	有形	歴史資料	H.18. 3. 1	佐原 伊能忠敬記念館
63	旧関戸町の猿田彦 頭部及び両手部	市	民俗	有形民俗	H.18. 3. 1	佐原 山車会館
64	大戸宮作1号墳出土品	市	有形	考古資料	H.19. 7. 3	佐原
65	大禰宜家所蔵資料	市	有形	歴史資料	H.28. 9. 6 H.29. 7.12	香取
66	牧野大神楽	市	民俗	無形民俗	H.31. 2. 1	牧野

【 小 見 川 地 区 】

No.	名 称	区分		種別	指定年月日	所在地
1	良文貝塚	重文等	記念物	史跡	S. 5. 2. 28	貝塚
2	阿玉台貝塚	重文等	記念物	史跡	S. 43. 5. 20	阿玉台
1	染織処 谷屋土蔵	国登録	登録有形	建造物	H. 11. 9. 7	小見川
1	佐藤尚中誕生地	県	記念物	史跡	S. 12. 3. 19	小見川 内浜公園
2	香炉形顔面付土器	県	有形	考古資料	S. 32. 10. 21	貝塚
3	木造阿弥陀如来坐像	県	有形	彫刻	S. 33. 4. 23	一ノ分目 善雄寺
4	木造十一面観世音菩薩立像	県	有形	彫刻	S. 33. 4. 23	織幡 花見寺
5	銅造薬師如来立像	県	有形	工芸品	S. 33. 4. 23	織幡 花見寺
6	銅造阿弥陀如来立像	県	有形	工芸品	S. 33. 4. 23	織幡 花見寺
7	銅造観世音菩薩立像	県	有形	工芸品	S. 33. 4. 23	織幡 花見寺
8	銅造十一面観世音菩薩立像	県	有形	工芸品	S. 33. 4. 23	織幡 花見寺
9	初代松本幸四郎墓	県	記念物	史跡	S. 40. 4. 27	小見川 善光寺
10	城山第1号古墳出土品	県	有形	考古資料	S. 44. 4. 18	小見川 (文化財保存館で展示中)
11	天正検地帳(下総国香取郡木内庄木内郷野帳)	県	有形	古文書	S. 57. 4. 6	木内
12	天正検地帳(下総国香取郡岡飯田村御水帳)	県	有形	古文書	S. 57. 4. 6	岡飯田
13	板碑 (正元元年八月廿二日在銘)	県	有形	考古資料	H. 2. 3. 16	上小堀 (文化財保存館で展示中)
14	浄福寺の鬼舞面	県	民俗	有形民俗	H. 15. 3. 28	下小堀 浄福寺
1	城山4号墳	市	記念物	史跡	S. 44. 4. 23	小見川
2	富田1号墳	市	記念物	史跡	S. 44. 4. 23	富田
3	森山城主東胤頼夫妻の墓	市	記念物	史跡	S. 51. 3. 17	岡飯田 芳泰寺
4	関家古文書	市	有形	古文書	S. 51. 3. 17	小見川
5	脇家古文書	市	有形	古文書	S. 51. 3. 17	小見川
6	谷本家古文書	市	有形	古文書	S. 51. 3. 17	岡飯田
7	樹林寺四季桜	市	記念物	天然記念物	S. 51. 3. 17	五郷内 樹林寺
8	油田神楽	市	民俗	無形民俗	S. 60. 2. 27	油田 大宮大神
9	木内神楽	市	民俗	無形民俗	S. 60. 2. 27	木内 木内大神
10	久保神社本殿	市	有形	建造物	H. 17. 12. 6	久保 久保神社
11	千葉親胤御影	市	有形	歴史資料	H. 17. 12. 6	久保 久保神社
12	久保神社御神幸絵図	市	有形	歴史資料	H. 17. 12. 6	久保 久保神社
13	祐天上人名号跡	市	有形	書跡・典籍	H. 17. 12. 6	久保 久保区
14	小見川藩主内田氏関連位碑	市	有形	歴史資料	H. 17. 12. 6	小見川 本願寺
15	三ノ分目大塚山古墳	市	記念物	史跡	H. 26. 6. 2	三ノ分目
16	来迎寺宝篋印塔	市	有形	建造物	H. 27. 7. 30	貝塚 来迎寺

【 山 田 地 区 】

No.	名 称	区 分		種 別	指定年月日	所在地
1	府馬の大クス	重文等	記念物	天然記念物	T. 15. 10. 20	府馬 宇賀神社
1	銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像	県	有形	彫刻	S. 42. 12. 22	府馬 修徳院
2	天正検地帳(下総国香取郡府馬領長岡村御縄打水帳)	県	有形	古文書	S. 57. 4. 6	長岡
3	山倉の鮭祭り	県	民俗	無形民俗	H. 17. 3. 29	山倉 山倉大神
1	大般若経文	市	有形	書籍・典籍	S. 42. 12. 22	神生 新福寺
2	薬師如来	市	有形	彫刻	S. 42. 12. 22	田部
3	十六羅漢像	市	有形	絵画	S. 42. 12. 22	小見 徳星寺
4	土井利勝植林指導地	市	記念物	史跡	S. 42. 12. 22	仁良
5	山倉の念仏塚	市	記念物	史跡	S. 48. 8. 20	山倉
6	安産大神	市	有形	建造物	S. 48. 8. 20	府馬 愛宕神社
7	橋堰	市	記念物	名勝	S. 53. 8. 20	仁良、田部
8	稲屋敷	市	記念物	史跡	S. 53. 8. 20	田部
9	向油田貝塚	市	記念物	史跡	S. 53. 8. 20	神生
10	土井の新堤	市	記念物	史跡	S. 53. 8. 20	田部
11	徳星寺本堂	市	有形	建造物	S. 53. 12. 22	小見 徳星寺
12	稲葉山神社本殿	市	有形	建造物	S. 53. 12. 22	長岡
13	阿弥陀如来一尊来迎絵図	市	有形	建造物	S. 53. 12. 22	田部
14	八幡神社板碑	市	有形	建造物	S. 54. 11. 10	志高 若宮八幡宮
15	寛治板碑	市	有形	建造物	S. 56. 6. 22	新里
16	長嘉板碑	市	有形	建造物	S. 56. 6. 22	新里 萬蔵院
17	白川流十二神楽	市	民俗	無形民俗	S. 56. 6. 22	新里 八重垣神社
18	虚無僧墓	市	記念物	史跡	S. 56. 9. 22	大角
19	山倉大神本殿	市	有形	建造物	S. 58. 9. 26	山倉 山倉大神
20	愛宕神社神楽	市	民俗	無形民俗	H. 10. 10. 21	府馬 愛宕神社
21	山倉大神 白川流十二座神楽	市	民俗	無形民俗	H. 10. 10. 21	山倉 山倉神社
22	熊野神社並びに若宮八幡宮等神幸祭宮前番所使者受諸役芸能	市	民俗	無形民俗	H. 12. 5. 19	志高 若宮八幡宮
23	府馬領主進藤家文書	市	有形	古文書	H. 15. 12. 3	志高
24	府馬領主依田家文書	市	有形	古文書	H. 15. 12. 3	志高
25	志高村延享二年水帳	市	有形	古文書	H. 15. 12. 3	志高
26	長岡 稲葉山神社神楽	市	民俗	無形民俗	H. 17. 11. 2	長岡 稲葉山神社
27	下総国香取郡府馬郷水帳	市	有形	古文書	H. 17. 11. 2	志高
28	竹内東白の事蹟(著書)	市	有形	古文書	H. 17. 11. 2	新里



【 栗 源 地 区 】

No.	名 称	区 分		種 別	指定年月日	所在地
1	安興寺大杉	市	記念物	天然記念物	S. 50. 11. 12	岩部 安興寺
2	杉板戸絵	市	有形	絵画	S. 51. 9. 17	岩部 大乘寺
3	子育地藏菩薩像	市	有形	彫刻	S. 51. 9. 17	高萩 薬王寺
4	真浄寺本堂	市	有形	建造物	S. 53. 5. 13	沢 真浄寺
5	実相寺山門	市	有形	建造物	S. 53. 5. 13	苺毛 実相寺
6	常葉談林	市	記念物	史跡	S. 57. 3. 16	苺毛 実相寺
7	宝篋印塔	市	有形	石造物	S. 57. 3. 16	沢
8	曼荼羅	市	有形	古文書	S. 57. 3. 16	岩部
9	検地帳	市	有形	古文書	S. 57. 3. 16	苺毛
10	検地帳	市	有形	古文書	S. 57. 3. 16	西田部
11	荒北郷御縄打之水帳	市	有形	古文書	H. 11. 10. 21	荒北
12	大乘寺仏涅槃図	市	有形	絵画	H. 11. 10. 21	岩部 大乘寺
13	安興寺仏涅槃図	市	有形	絵画	H. 11. 10. 21	岩部 安興寺
14	瓦当笵	市	有形	考古資料	H. 13. 12. 18	岩部 (文化財保存館で展示中)

## 【資料 22】 消防力の現況

### 香取市消防団

区分 団	消防ポンプ 自動車 A 2 級	小型動力 ポンプ 付積載車	小型動力 ポンプ	その他の 自動車	計
香取市消防団	12	100	7	4	123

### 消防本部・署

区分 所属	消防ポンプ自動車	水槽付消防ポンプ自動車	化学消防ポンプ自動車	救助工作車	はしご付消防自動車	救助艇	救急車	指揮車	広報車	事務連絡車	資材搬入車	人員輸送車	ボートトレーラー	支援車	計
消防本部								1	1	4				1	7
佐原消防署	1	2	1	1	1	1	1 (非)1			1	1	1	1		12 (非)1
小見川分署	1	(非)1	1			1	1	1			1	1	1		8 (非)1
山田分遣所	1	1					1								3
栗源分遣所		1					1								2
十六島出張所		1					1								2
多古分署	1		1				1								3
東庄分署	1	1					1								3
計	5	6 (非)1	3	1	1	2	7 (非)1	2	1	5	2	2	2	1	40 (非)2

## 消防水利施設

区分		署所別						
		佐原消防署	小見川消防署	山田分署	栗源分遣所	計		
合計 (ア) + (イ)		702	389	296	142	1,529		
消火栓	小計 (ア)	364	183	49	17	613		
	公設	358	183	49	17	607		
	私設	6				6		
防火水槽	小計	100 m <sup>3</sup> 以上	6	1	1	1	9	
		60 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	13	1	3		17	
		40 m <sup>3</sup> 以上 60 m <sup>3</sup> 未満	254	153	205	51	663	
	(イ)	20 m <sup>3</sup> 以上 40 m <sup>3</sup> 未満	65	51	38	73	227	
		公設	100 m <sup>3</sup> 以上	4	1	1	1	7
			60 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	12	1	3		16
			40 m <sup>3</sup> 以上 60 m <sup>3</sup> 未満	164	113	191	37	505
	20 m <sup>3</sup> 以上 40 m <sup>3</sup> 未満		59	51	38	72	220	
	私設	100 m <sup>3</sup> 以上	2				2	
		60 m <sup>3</sup> 以上 100 m <sup>3</sup> 未満	1				1	
		40 m <sup>3</sup> 以上 60 m <sup>3</sup> 未満	90	40	14	14	158	
		20 m <sup>3</sup> 以上 40 m <sup>3</sup> 未満	6			1	7	
その他	小計	41	22	20	3	86		
	河川・溝等	19	1	4		24		
	プール	17	8	7	2	34		
	濠・池等	5	13	9	1	28		

【資料 23】 警察施設の状況

名 称	所 在 地	電話番号
香取警察署	北 2-1-1	54-0110
佐原駅前交番	佐原イ 74	55-0325
大倉駐在所	大倉 502	57-1410
大戸川駐在所	谷中 955-4	54-4581
大根駐在所	大根 952	59-1005
香取駐在所	香取 1770-1	57-1420
北佐原駐在所	佐原ニ 1299	56-0084
九美上駐在所	九美上 138-1	59-2925
新島駐在所	扇島 769-7	56-1080
津宮駐在所	津宮 5944-1	57-1085
岩部駐在所	岩部 1560	75-2059
沢駐在所	沢 1818	75-2342
小見川幹部交番	小見川 1637	83-0110
森山駐在所	下飯田 1932-1	82-2117
神里駐在所	虫幡 452-3	82-5955
豊浦駐在所	富田 1017-10	82-3032
府馬駐在所	府馬 2997-7	78-2625
八都駐在所	小見 1025	78-2204
山倉駐在所	大角 1545-1	78-5371

## 【資料 24】 火葬場・葬祭事業者一覧

### 火葬場

名称	所在地	規模	処理能力	管理者	燃料
香取広域市町村圏 事務組合北総斎場	神崎町神崎神宿字 向野 1009-2	5基	1日25体	香取広域市町村圏 事務組合管理者	灯油
おみがわ聖苑	小見川 1797-1	2基 1基	1日10体 (動物用)	香取広域市町村圏 事務組合管理者	灯油

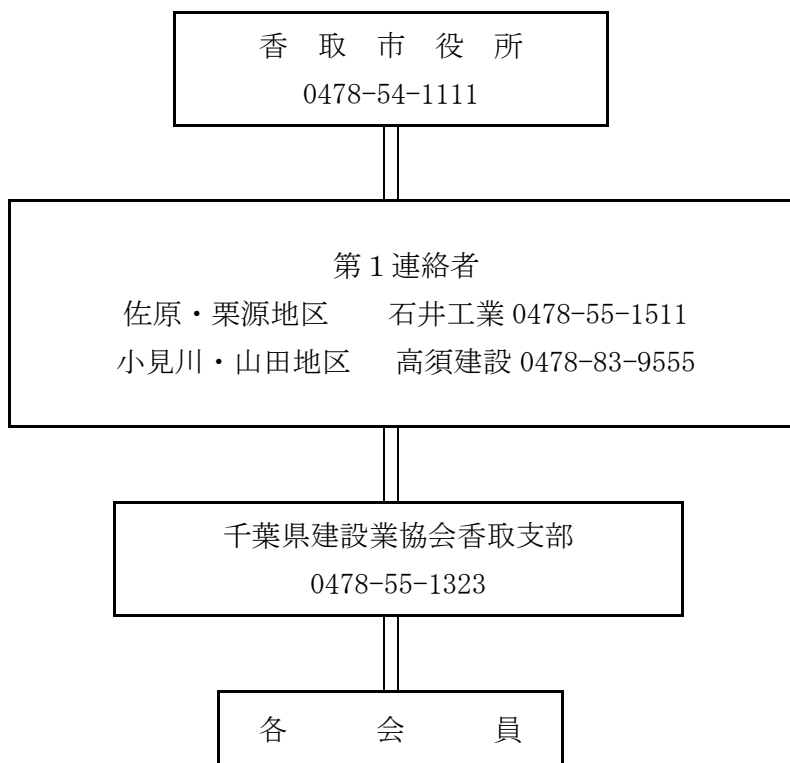
### 葬祭事業者

名 称	住 所	電話番号
小見川セレモニーホール	分郷58-1	82-0435
(有)小見川博善社	本郷349-3	83-4444
佐原北口ホール	北2-6-7	54-4442
佐原葬祭センター	佐原口2114-3	54-1161
J A 佐原-虹のホールさわら	佐原ホ1270-1	50-0983
J A 葬祭虹のホール森山	阿玉川766-1	82-0983
J A ライフ・千葉東総センター	新里977	70-7780
セレモニーきうち	堀之内955	52-4441
想月記	佐原口2010	52-2411
高橋式典ハナホール	佐原口2010-3	55-8700
ちば葬祭佐原ホール	山之辺1403-11	52-6575
(有)那由多セレモニー	鳥羽424-4	58-4194
ナリコーセレモニー香取ホール	小見川1675-1	83-4194
はやしセレモニーかとり斎場	新里2037-1	70-7525

## 【資料 25】 電力施設

名称	所在地
東京電力パワーグリッド株式会社 佐原変電所	香取市佐原イ 3111
東京電力パワーグリッド株式会社 新佐原変電所	香取市片野 167-8
東京電力パワーグリッド株式会社 小見川変電所	香取市虫幡 341

## 【資料 26】 千葉県建設業協会香取支部



## 【資料 27】 香取市防災会議委員名簿

会 長	職 名
	香取市長

条例第3条第5項の区分	職 名
第1号委員 指定地方行政機関	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長
第1号委員 指定地方行政機関	農林水産省関東農政局千葉県拠点地方参事官（千葉）
第2号委員 知事部内職員	千葉県香取地域振興事務所長
第2号委員 知事部内職員	千葉県香取健康福祉センター長
第2号委員 知事部内職員	千葉県香取土木事務所長
第2号委員 知事部内職員	千葉県香取農業事務所長
第3号委員 （県警察官）	香取警察署長
第4号委員 市長部内	香取市副市長
第4号委員 市長部内	香取市総務企画部長
第4号委員 市長部内	香取市生活経済部長
第4号委員 市長部内	香取市福祉健康部長
第4号委員 市長部内	香取市建設水道部長
第4号委員 市長部内	香取市生活経済部市民課長
第4号委員 市長部内	香取市福祉健康部高齢者福祉課長
第4号委員 市長部内	香取市総務企画部税務課長
第5号委員 （教育長）	香取市教育長
第6号委員 （消防機関）	香取広域市町村圏事務組合消防長
第6号委員 （消防機関）	香取広域市町村圏事務組合香取市消防団長
第7号委員 指定公共機関及び指定地方公共機関	東日本旅客鉄道株式会社佐原駅長
第7号委員 指定公共機関及び指定地方公共機関	東日本電信電話株式会社千葉事業部千葉支店長
第7号委員 指定公共機関及び指定地方公共機関	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社副支社長
第7号委員 指定公共機関及び指定地方公共機関	一般社団法人香取郡市医師会長
第7号委員 指定公共機関及び指定地方公共機関	一般社団法人香取匝瑳歯科医師会長
第7号委員 指定公共機関及び指定地方公共機関	香取郡市薬剤師会長
第7号委員 指定公共機関及び指定地方公共機関	一般社団法人千葉県トラック協会香取支部長
第7号委員 指定公共機関及び指定地方公共機関	一般社団法人千葉県エルピーガス協会香取支部長
第7号委員 指定公共機関及び指定地方公共機関	日本郵便株式会社佐原郵便局長
第8号委員 自主防災組織又は学識経験者	自主防災組織代表者等
第9号委員 その他防災上必要と認める関係機関	千葉県立佐原病院長
第9号委員 その他防災上必要と認める関係機関	香取市病院事業管理者
第9号委員 その他防災上必要と認める関係機関	かとり農業協同組合代表理事組合長
第9号委員 その他防災上必要と認める関係機関	小見川無線クラブ会長

## 【資料 28】 災害対策関係機関一覧

	名 称	住 所	電話番号
県関係	千葉県庁	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-2110 (代表)
	危機管理課	〃	043-223-2175
	防災政策課	〃	043-223-2176
	消防課	〃	043-223-2179
	香取地域振興事務所	香取市佐原イ 92-11	0478-54-1311
	香取健康福祉センター	香取市佐原イ 92-11	0478-52-9161
	香取農業事務所	香取市佐原イ 92-11	0478-52-9191
	香取土木事務所	香取市佐原イ 92-11	0478-52-5191
	教育庁北総教育事務所香取分室	香取市佐原イ 92-11	0478-54-1529
	香取警察署	香取市北 2-1-1	0478-54-0110
	千葉県立佐原病院	香取市佐原イ 2285	0478-54-1231
	千葉県立水郷小見川少年自然の家	香取市小見川 5249-1	0478-82-1343
地方行政機関	国土交通省関東地方整備局		
	利根川下流河川事務所	香取市佐原イ 4149	0478-52-6368
	霞ヶ浦河川事務所	茨城県潮来市潮来 3510	0299-63-2411
	下館河川事務所	茨城県筑西市二木成 1753	0296-25-2161
	銚子地方气象台	千葉県銚子市川口町 2-6431	0479-23-7705
	佐原税務署	香取市北 1-4-1	0478-54-1331
	千葉地方法務局香取支局	香取市佐原口 2122-40	0478-52-3391
	佐原年金事務所	香取市佐原口 2116-1	0478-54-1442
佐原公共職業安定所	香取市北 1-3-2	0478-55-1132	
公共機関等	香取おみがわ医療センター	香取市南原地新田 438-1	0478-82-3161
	日本赤十字社千葉県支部	千葉市中央区千葉港 5-7	043-241-7531
	東日本電信電話(株)千葉支店	千葉市美浜区中瀬 1-6	043-211-8652
	東京電力パワーグリッド(株)成田支社	成田市花崎町 822-1	0476-22-2407
	東日本旅客鉄道(株)千葉支社佐原駅	香取市佐原イ 74	0478-54-3131
	成田国際空港(株)	成田市成田国際空港内 NAA ビル	0486-34-5569
	日本通運(株)千葉東支店佐原営業所	香取市与倉 872-1	0478-58-0707
	(一社)千葉県エルピーガス協会香取支部	香取市佐原イ 3389	0478-54-2248
	(一社)香取郡市医師会	香取市佐原口 2097-72	0478-54-3682
	(一社)香取匝瑳歯科医師会	香取市羽根川 38	0478-79-6570
	(一社)千葉県トラック協会香取支部	千葉県香取郡多古町南中 1593	0479-79-3088
	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合千葉県支部	千葉市花見川区三角町 180-1	043-250-5591
	日本放送協会千葉放送局	千葉市中央区千葉港 5-1	043-203-0597
	佐原商工会議所	香取市佐原イ 525-1	0478-54-2244
	香取市商工会	香取市小見川 778-2	0478-82-3307
	水郷佐原観光協会	香取市佐原イ 74-31	0478-52-6675
水郷小見川観光協会	香取市羽根川 38	0478-82-1117	
かとり農業協同組合	香取市小見 1098-1	0478-70-7711	
自衛隊	陸上自衛隊第 1 空挺団	船橋市薬円台 3-20-1	047-466-2141
	海上自衛隊教育航空集団	柏市藤ヶ谷 1614-1	04-7191-2321
	航空自衛隊第 1 補給処	木更津市岩根 1-4-1	0438-41-1111



	名 称	住 所	電話番号
他市町村災害対策主管課	旭市総務課	旭市二の 1920	0479-62-5311
	印西市総務部防災課	印西市大森 2364 - 2	0476-33-4428
	神崎町総務課	香取郡神崎町神崎本宿 163	0478-72-2111
	栄町総務課	印旛郡栄町安食台 1-2	0476-95-1111
	山武市総務部消防防災課	山武市殿台 296	0475-80-1116
	酒々井町総務課	印旛郡酒々井町中央台 4-11	043-496-1171
	匝瑳市総務課	匝瑳市八日市場ハ 793-2	0479-73-0084
	多古町総務課	香取郡多古町多古 584	0479-76-2611
	銚子市総務課	銚子市若宮町 1-1	0479-24-8193
	東庄町総務課	香取郡東庄町笹川い 4713-131	0478-86-6082
	富里市総務部防災課	富里市七栄 652-1	0476-93-1114
	成田市総務部危機管理課	成田市花崎町 760	0476-20-1523
	横芝光町環境防災課	山武郡横芝光町宮川 11902	0479-84-1216
	茨城県潮来市総務部総務課	茨城県潮来市辻 626	0299-63-1111 (代表)
	茨城県稲敷市危機管理課	茨城県稲敷市大塚 1570-1	029-892-2000 (代表)
	茨城県神栖市生活環境部防災安全課	茨城県神栖市溝口 4991-5	0299-90-1126

## 【資料 29】 市関係施設電話番号

名 称	電話番号	名 称	電話番号
香取市役所	54-1111	佐原幼稚園	52-3224
小見川支所	82-1111	津宮幼稚園	57-0818
山田支所	78-2111	佐原みどり幼稚園	52-2772
栗源支所	75-2111	白百合幼稚園	52-4080
佐原保健センター	50-1235	佐原小学校	52-2044
佐原中央公民館	55-1151	北佐原小学校	56-0403
F A X	55-1240	東大戸小学校	54-2250
山田公民館	78-4431	竟成小学校	59-3842
小見川市民センター (いぶき館)	82-1123	わらびが丘小学校	79-6655
佐原文化会館	55-1161	香取小学校	57-3082
伊能忠敬記念館	54-1118	瑞穂小学校	52-2042
F A X	54-3649	新島小学校	56-0903
佐原中央図書館	55-1343	津宮小学校	57-0239
F A X	55-1342	大倉小学校	57-0007
水郷佐原あやめパーク	56-0411	小見川中央小学校	82-2047
水郷佐原山車会館	52-4104	小見川東小学校	82-2391
佐原町並み交流館	52-1000	小見川西小学校	82-7124
道の駅佐原 水の郷さわら	50-1183	小見川北小学校	82-2692
道の駅くりもと 紅小町の郷	70-5151	山田小学校	79-0065
香取市民体育館	55-1290	栗源小学校	75-2019
小見川スポーツコミュニティセンター	83-0101	佐原中学校	52-5157
小見川 B&G 海洋センター	82-1000	香取中学校	50-5000
山田 B&G 海洋センター	78-3204	佐原第五中学校	55-2233
栗源 B&G 海洋センター	75-3311	新島中学校	56-0702
北総斎場	72-3166	小見川中学校	82-3144
おみがわ聖苑	82-3293	山田中学校	78-4411
玉造浄水場	54-4146	栗源中学校	75-2034
城山第2浄水場	83-9396	県立佐原高等学校	52-5131
佐原浄化センター	54-3521	県立佐原白楊高等学校	52-5137
小見川浄化センター	83-6709	県立小見川高等学校	82-2146
香取おみがわ医療センター	82-3161	千葉萌陽高等学校	52-2959
香取市社会福祉協議会	54-4410	大倉保育所	57-0643
小見川支所	83-7071	北佐原保育所	56-0919
山田支所	78-1056	香取保育所	57-3156
栗源支所	75-2118	佐原保育所	54-1259
佐原郵便局	52-3912	新島保育所	56-0100
小見川郵便局	83-1253	瑞穂保育所	55-0565
府馬郵便局	78-2640	おみがわこども園	82-3555
栗源郵便局	75-2001	小見川東保育所	82-3030
香取広域市町村圏事務組合	78-1181	栗源保育所	75-2446
F A X	78-1185	たまつくり保育園	54-1469
香取広域市町村圏事務組合消防本部	52-0119	香西保育所	58-1656
佐原消防署	52-4111	佐原めぐみこども園	52-4392
小見川分署	83-0119	まんまる保育園	59-3040
山田分遣所	78-2814	あげひばり保育園	79-8383

名 称	電話番号	名 称	電話番号
栗源分遣所 十六島出張所	75-2131	明照保育園	82-2643
	56-1115	清水こども園	82-5701
		山倉第二保育園	79-2228
		山倉保育園	78-2804
		府馬保育園	78-2104
		八都保育園	78-2320

# 法一 1 香取市防災会議条例

平成18年 3月27日 条例第19号  
改正 平成24年 9月26日 条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定により、香取市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 香取市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び40人以内の委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 千葉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 香取広域市町村圏事務組合消防本部消防長及び香取市消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長の任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
- 6 前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び識見を有する者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成24年9月26日 条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 法一 2 香取市災害対策本部条例

平成18年3月27日条例第20号  
改正

平成24年8月3日条例第27号

### 香取市災害対策本部条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定により、香取市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

#### (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

#### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

#### 附 則（平成24年8月3日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の香取市災害対策本部条例の規定は、平成24年6月27日から適用する。

## 法—3 香取市り災証明書等の交付に関する事務取扱規程

平成23年3月24日訓令第3号

改正

平成24年7月5日訓令第10号

平成30年9月5日訓令第11号

令和2年9月1日訓令第18号

### 香取市り災証明書等の交付に関する事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、水災、風災、地震その他の災害（以下「災害」という。）により被害を受けた建築物、家財その他の物件（以下「り災物件」という。）のり災証明書等の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(証明書の種類)

第2条 り災物件に係る証明書の種類は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める証明書とする。

(1) 建築物の被害の程度（「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「一部損壊」の別）を証明する場合 り災証明書

(2) り災物件の被害の状況を証明する場合 被災証明書

(被害状況の確認方法)

第3条 前条各号に規定する証明書を交付する場合は、それぞれ次の各号に掲げる方法により、り災物件の被害状況を確認するものとする。

(1) り災証明書 原則として、現地確認の方法によるものとする。ただし、被害の程度が、一部損壊に該当することが明らかな場合は、現地確認の方法に代えて、写真により被害状況を確認することができる。

(2) 被災証明書 原則として写真により被害状況を確認するものとする。ただし、止むを得ない理由により、写真によることができない場合は、被害を受けたことがわかる書類により確認することができる。

(証明書の申請)

第4条 第2条各号に規定する証明書は、それぞれ次の各号に掲げる書面に基づき申請するものとする。

(1) り災証明書 り災証明申請書（別記第1号様式）

(2) 被災証明書 被災証明申請書（別記第2号様式）

2 前項各号に規定する申請書には、それぞれ次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) り災証明申請書 第3条第1号ただし書による場合は、原則として被害状況の確認できる写真とし、止むを得ない理由により、写真の添付ができない場合は、その他被害を受けたことがわかる書類とする。

(2) 被災証明申請書 原則として被害状況の確認できる写真とし、止むを得ない理由により、写真の添付ができない場合は、その他被害を受けたことがわかる書類とする。

3 第1項各号の規定による申請は、被害を受けた日から1年以内に市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(証明書の交付)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、り災証明書（別記第3号様式）又は被災証明書（別記第4号様式）を申請者に交付するものとする。

(交付の特例)

第6条 市長は、り災者がり災物件に係る証明を別に指定する様式により申請したときは、第2条及び前条の規定にかかわらず、当該様式への証明をもって前条の規定による交付に代えることができる。この場合において、当該証明は、第2条各号の規定に準じて行うものとする。

(証明事項)

第7条 り災証明書及び被災証明書で証明する事項（前条の規定による証明を含む。）は、災害に

よるり災に関する事項とし、被害額については、証明しないものとする。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年7月5日訓令第10号）

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成30年9月5日訓令第11号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年9月1日訓令第18号）

(施行期日)

1 この訓令は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の香取市り災証明書等の交付に関する事務取扱規程の規定は、この訓令の施行日以後に発生した災害に係るり災証明書等の交付について適用し、同日前に発生した災害に係るり災証明書等の交付については、なお従前の例による。

## 法一4 香取市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱

平成18年3月27日告示第17号  
改正

平成31年4月1日告示第109号  
令和2年9月1日告示第182号

### 香取市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、災害により被災した世帯に対し、災害見舞金及び災害弔慰金を支給することに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火災若しくは爆発により生ずる被害をいう。
- (2) 被災世帯 市内に居住する者で構成する世帯で、災害により被害を受けたものをいう。
- (3) 住家 現に居住する者がある建物で、市内にあるものをいう。
- (4) 全焼、全壊又は流失 焼失、損壊若しくは流失部分の床面積がその住家の延床面積の7割以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が5割以上に達した程度のものをいう。
- (5) 大規模半壊又は大規模半流失 損壊若しくは流失部分がその住家の延床面積の5割以上7割未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が4割以上5割未満のものをいう。
- (6) 半焼、半壊又は半流失 焼失、損壊若しくは流失部分がその住家の延床面積の2割以上7割未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が2割以上5割未満のものをいう。
- (7) 床上浸水 浸水が住家の床上に達したものをいう。
- (8) 準半壊又は一部損壊 半焼、半壊又は半流失に至らない程度の住家の破損で、10万円以上の補修を必要とするものをいう。
- (9) 宅地の流失又は埋没 住家の敷地が災害により流失又は埋没し、その復旧に10万円以上の経費を要するものをいう。
- (10) 死亡 災害による死亡をいう。
- (11) 傷害 災害により負傷した場合で入院治療期間が3週間以上のものをいう。

2 前項第4号から第6号までの規定による被害程度の認定基準は、災害の被害認定基準について(平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成30年3月内閣府(防災担当))によるものとする。

(災害見舞金の支給)

第3条 市長は、前条の規定に該当する被災世帯に対し、次に定める災害見舞金を支給する。ただし、災害が重複して発生した場合は、見舞金の支給額の多い災害を支給対象とする。

- (1) 住家の全焼、全壊又は流失 10万円
- (2) 住家の大規模半壊又は大規模半流失 5万円
- (3) 住家の半焼、半壊又は半流失 5万円
- (4) 住家の床上浸水 1万円
- (5) 住家の準半壊又は一部損壊 1万円
- (6) 宅地の流失又は埋没 1万円
- (7) 傷患者 1万円



2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、特に必要と認めるときは、災害見舞金を支給することができる。

(災害弔慰金の支給)

第4条 市長は、市内に居住する者が災害により死亡し、又は死亡したことが確実な場合には、1人につき20万円を災害弔慰金として支給するものとする。

(災害見舞金等の支給方法)

第5条 災害見舞金は、被災世帯の世帯主に支給するものとする。

2 災害弔慰金は、死亡した者の遺族又は葬祭を行う者に支給するものとする。

(災害見舞金等の支給の制限)

第6条 市長は、災害による被害が次の各号のいずれかに該当するときは、災害見舞金及び災害弔慰金を支給しない。

(1) 千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年千葉県市町村総合事務組合条例第1号)に基づく災害弔慰金の支給対象となった場合

(2) 世帯員又は同居している者の故意又は重大な過失による場合

(被害状況の調査)

第7条 市長は、災害が発生したときは、被害状況調査書(別記様式)により速やかに被害状況を調査しなければならない。ただし、香取市災証明書等の交付に関する事務取扱規程(平成23年香取市訓令第3号)第5条の規定により災証明書が被災世帯に交付された場合は、この限りでない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の佐原市災害見舞金及び災害弔慰金支給要綱(平成4年佐原市告示第56号)又は小見川町災害見舞金等の支給に関する要綱(平成2年小見川町告示第3号)に基づきなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成31年4月1日告示第109号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年9月1日告示第182号)

この告示は、公示の日から施行する。

## 法—5 災害報告取扱要領

昭和 45 年 4 月 10 日消防防第 246 号消防庁長官  
改正

昭和 58 年 12 月消防総第 833 号・消防災第 279 号・消防救第 58 号、昭和 59 年 10 月消防災第 267 号、平成 6 年 12 月消防災第 278 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 13 年 6 月消防災第 101 号・消防情第 91 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号

### 第 1 総則

#### 1 趣旨

この要領は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領(昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号)の定めるところによるものとする。

#### 2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災(火災報告取扱要領(平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号)に定める火災をいう。)を除いたものとする。

#### 3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

#### 4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

#### 5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	第 1 号様式	1 部
災害中間年報	12 月 20 日	第 2 号様式	1 部
災害年報	4 月 30 日	第 3 号様式	1 部

- (2) 災害中間年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 10 日までの災害による被害の状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを報告するものとする。

### 第 2 記入要領

第 1 号様式、第 2 号様式及び第 3 号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

## 1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

## 2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

## 3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

## 4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

- (4) 「学校」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の可川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。  
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

## 5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

## 6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額(被害見込額)はカッコ外書きするものとする。

- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

## 7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

(様式 略)

## 法—6 災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用

平成 24 年 3 月 日消防応第 4 号

改正

平成 25 年 3 月消防応第 14 号

平成 31 年 4 月消防応第 2 号

- 1 死者・・・「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
  - 1 死者の扱いについて  
以下のア及びイに該当するものを死者として計上し、イに該当するものを災害関連死者として計上する。
    - ア 死体を確認したもの(身元不明のものも含む。)
    - イ 当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)(以下「母慰金法」という。)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)
  - 2 死者の計上場所について
    - 1 アのケースについては、原則、被災地(「本人が実際に害を受けた場所(市町村)」以下同じ。)で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。
      - ア 土砂崩れや河川のはん濫に巻き込まれたものなどで、被災地と死体発見場所が異なると考えられる場合
        - ア 被災地が確定又は推定できる場合  
→被災地で計上
        - イ 被災地が不明かつ死体発見場所が確定又は推定できる場合(ただし、I の場合を除く。)  
→死体発見場所で計上
        - ウ 被災地も死体発見場所も不明な場合  
→死亡届に添付される「死亡診断書(死体検案書)」の欄「外因死の追加事項」の「障害が発生したところ」(記載が無い場合は、「死亡したところ」)に記載された市町村で計上
        - エ 被災地が不明な場合で、明らかに災害場所と関係のない場所で死体が発見された場合  
→居住地、勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上
      - 1 イのケースについては、原則として弔慰金法に基づき災害による死亡と認定した市町村とするが、被災地や死亡地等災害の様態から当該市町村で計上することが不適当と考えられる場合は、上記アに準じて判断することができる。
  - 2 行方不明者・・・「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものとする。
    - 1 行方不明者の取扱いについて  
当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるもので、死体が見つからない場合において、以下に掲げるものについては、行方不明者として計上する。  
なお、当該災害による避難等で、単に所在が不明となった者については、行方不明者として計上しないこととする。
      - ア 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 86 条の規定に基づき関係者により死亡届が提出されたもの
      - イ 当該災害が原因で所在不明となり、戸籍法第 89 条の規定に基づき官庁又は公署から市長

村長等に報告があったもの（いわゆる認定死亡）

ウ 当該災害が原因で所在不明となり、民法第30条の規定に基づき家庭裁判所において失踪宣言がされたもの

エ 当該災害が原因で所在不明となり、弔慰金法第4条の規定に基づき死亡したと推定されるもの

オ 当該災害が原因で所在不明となり、警察機関において、当該災害が原因で行方不明となった旨の相談や届出を受理しているもの

カ 当該災害が原因で所在不明となり、前項によるものの他、住民からの情報提供等により、市町村等において行方不明者として知り得たもののうち、死亡の疑いがあるもの

## 2 行方不明者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとするが、それにより難しい場合は、次の例を参考に判断する。

ア 被災地が確定又は推定できる場合 → 被災地で計上

イ 被災地が不明な場合

→被災当時の所在地（住民登録の有無に関係なく実際に居住し、生活の基盤のあった場所。以下同じ。）で計上

ウ 被災地が不明な場合で被災当時の所在地が、明らかに災害場所と関係のない場所であった場合

→勤務地、出張先若しくは旅行先などを勘案し、適当と認められる市町村で計上

- ## 3 負傷者・・・「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

### 1 負傷者の取扱いについて

原則、当該災害による直接的な負傷（疾病は含まない。以下同じ。）によるものを計上する。

なお、避難所等における避難生活中に負傷したのものについては、次のイに掲げるものを除き、負傷者に含めないこととする。

ア 家屋倒壊など当該災害が直接的原因となり負傷したもの

→重傷又は軽傷の定義に基づき、それぞれの区分で計上

イ 当該災害により負傷し、又は疾病にかかった者で精神又は身体に障害があるものとして弔慰金法第8条の規定に基づき災害障害見舞金の支給をうけたもの

→重傷又は軽傷の定義に掲げる治療の見込みに基づき、それぞれの区分で計上

### 2 負傷者の計上場所について

原則、被災地で計上するものとする。

ア 直接的な原因で負傷した場合→被災地で計上

イ 3 1 イに掲げるもの（負傷したものを除く。）で、被災地が特定できない場合

→弔慰金法に基づき認定した市町村で計上

## 4 その他

- ### 1 死体の身元確認及び行方不明者の所在確認にあたっては、地方自治体のみでは対応が困難な場合もあるため、適宜警察機関と連携を図り、情報を共有することが望ましい。

なお、同趣旨を各都道府県警察に周知するよう、当庁から警察庁へ協力依頼済みである。

- ### 2 身元不明の死体については、行方不明者として計上される場合が多いと考えられることから、重複して計上することの無いよう、関係する地方自治体と適切に調整を図ることが望ましい。
- ### 3 支社等の被災地特定について、被災市町村及び都道府県のみでは、困難な場合は、関係都道府県等に適宜情報提供し、その特定に努めることとする。

## 法—7 局地激甚災害指定基準

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>1 公共施設災害関係</p> <p>当該市町村が負担する災害に係る公共施設災害復旧事業等（激甚法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までの事業）の査定事業費の額＞当該市町村の当該年度の標準税込額×1に該当する市町村（当該査定事業費1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。</p> <p>ただし、その該当市町村ごとの査定事業費の額の全体額が、おおむね1億円未満を除く。</p>	<p>1 激甚法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて、激甚法第2章の措置。</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設災害に係る地方債について、激甚法第24条第1項、第3項及び第4項の措置。</p>
<p>2 農地、農業用施設等災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る農地等災害復旧事業（激甚法第5条第1項規定の農地農業用施設及び林道の災害復旧事業）に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該経費の額が1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。ただし、その該当市町村ごとの当該経費の額の合計額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法第5条、第6条の措置。</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法第24条第2項から第4項までの措置。</p>
<p>3 中小企業施設災害関係</p> <p>当該市町村の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額×100分の10に該当する市町村（当該被害額1,000万円未満は除外）が1以上ある災害。</p> <p>ただし、その当該市町村ごとの当該被害額の合算額がおおむね5,000万円未満を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法第12条、13条及び15条の措置。</p>



## 法—8 激甚災害指定基準

激甚災害指定基準	適用すべき措置
法第2章 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準 税収入総額 × 100分の4 (B基準) 事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準 税収入総額 × 100分の1.2かつ、次の要件のいずれかに該当する 都道府県が1以上あるもの (1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当 該年度の標準税収入総額 (2) 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込額 > 当 該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額 × 0.25
法第5条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の 0.5 (B基準) 事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の 0.15かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あ るもの (1) 一の都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県 の当該年度の農業所得推定額 × 100分の4 (2) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 10億円
法第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	次の(1)及び(2)の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係 る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合は除く (1) 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 (2) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分 の1.5であることにより激甚法第8条の措置が適用される激 甚災害
法第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、 被害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じ て個別に考慮する (A基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の 0.15かつ次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数 > 当 該都道府県内の農業を主業とする者の数 × 100分の3

激甚災害指定基準	適用すべき措置
法第12条、13条、15条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額(第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ)×100分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06、かつ次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの (1)一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2。ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例的措置が講じられることがある。
法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 法第17条 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 法第19条 市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
法第22条 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上 (B基準) 次の(1)、(2)のいずれかに該当する災害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講じられることがある。 (1)滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの ①一市町村の区域内で200戸以上 ②一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上 (2)滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸以上かつ、次のいずれかに該当するもの ①一市町村の区域内で400戸以上 ②一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	(1)公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 (2)農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害の発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

## 協定 災害時協定一覧

令和2年10月31日

	協定の名称	相手方	締結日	担当課	概要
1	千葉県水道災害相互応援協定	千葉県内各水道事業管理者	平07.11.02	上下水道部	(1)応急給水作業 (2)応急復旧作業 (3)応急復旧用資器材の提供に相互応援する
2	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県 県内 56 市町村	平08.02.03	総務課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する
3	社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定	千葉県内各水道事業管理者	平10.05.18	上下水道部	(1)他の県支部会員に対する応援要請 (2)都県支部長に対する応援要請 (3)他の地方支部長に対する応援要請
4	全国市町村あやめサミット連絡協議会の災害時における相互応援に関する協定書	協定合意 34 団体	平12.04.26	商工観光課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する
5	災害時の応急対策業務（米飯等提供の店）についての協定	佐原農業協同組合	平18.06.01	農政課	(1)給食に関する原材料の提供 (2)設備機器の提供を要請できる
6	災害時に接骨師の協力に関する協定	(社)千葉県接骨師会東部支部香取地区	平18.06.01	総務課	医師が行う医療救護活動への協力を要請できる
7	災害時の応急対策業務（米飯等提供の店）についての協定	株池田喜平商店	平18.06.01	農政課	(1)給食に関する原材料の提供 (2)設備機器の提供を要請できる
8	災害時における物資の自動車輸送に関する協定	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合千葉県支部	平18.06.01	総務課	食糧、医薬品等の物資の緊急輸送を要請できる
9	緊急輸送等の支援協力に関する協定	千葉県トラック協会香取支部	平19.07.26	総務課	救援物資、人員等の緊急輸送を要請できる。
10	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	千葉県エルピーガス協会香取支部	平19.08.31	総務課	応急生活物資（カセットコンロ、ボンベ、液化石油ガス）等の供給
11	アマチュア無線による災害時応援協定	小見川無線クラブ香取市佐原圏アマチュア無線非常通信ネット	平20.11.01	総務課	公衆電話網その他通常の方法手段による通信連絡が困難又は不可能な場合、情報の収集伝達について協力を要請できる
12	災害時における家屋被害認定	千葉県土地家屋調査士会	平23.04.01	総務課	災害時に認定調査等の実施について協力を要請することができる
13	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	千葉県石油商業組合香取支部	平24.01.17	総務課	災害時に応急・復旧対策を実施するうえで石油類燃料を必要とする場合は、供給について協力を要請できる
14	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	長島石油株式会社	平24.01.23	総務課	災害時に応急・復旧対策を実施するうえで石油類燃料を必要とする場合は、供給について協力を要請できる
15	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	千葉県石油商業組合佐原支部	平24.01.26	総務課	災害時に応急・復旧対策を実施するうえで石油類燃料を必要とする場合は、供給について協力を要請できる
16	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社 カインズ	平24.02.20	総務課	生活物資の供給について協力を要請できる
17	全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定	全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村	平24.07.27	生涯学習課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する

	協定の名称	相手方	締結日	担当課	概要
18	災害時の歯科医療救護活動についての協定	(社) 香取匠瑤歯科医師会	平 24. 10. 01	健康づくり課	医療救護活動を実施するにあたり、歯科医療救護班の編制派遣を要請できる ※医師会合併により H24. 10. 01 (社) 香取匠瑤歯科医師会発足。 H18. 06. 01 に香取郡市歯科医師会と締結した協定内容を見直し、再締結
19	災害時相互応援協定	福島県喜多方市	平 24. 10. 13	総務課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する
20	愛知県安城市、千葉県香取市災害時相互応援協定	愛知県安城市	平 25. 02. 01	総務課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する
21	千葉県香取市及び岩手県山田町の災害時における相互応援に関する協定	岩手県山田町	平 25. 03. 15	総務課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する
22	災害時における支援協力に関する協定	千葉中央葬祭業協同組合	平 25. 11. 14	総務課	(1) 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供 (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供 (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送を要請できる
23	災害時相互応援協定	兵庫県川西市	平 25. 11. 22	総務課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する
24	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人東総あやめ会 社会福祉法人江戸川豊生会 社会福祉法人福祉楽団 社会福祉法人国寿会 株式会社モデンナ・ケアサービス 社会福祉法人九十九里ホーム 医療法人社団志誠会 医療法人三省会 医療法人社団恵慈会 社会福祉法人阿育会 (R2. 4. 1) 社会福祉法人ロザリオの聖母会 社会福祉法人大泉旭出学園 社会福祉法人善隣会 社会福祉法人江戸川豊生会 (H30. 11. 1)	平 26. 03. 13	社会福祉課	福祉避難所の設置運営に関する協力を要請することができる
25	災害時における救援物資の提供に関する協定	キンキサイン株式会社	平 26. 04. 10	総務課	備蓄飲料水の提供

	協定の名称	相手方	締結日	担当課	概要
26	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平 26. 10. 08	総務課	(1) 備蓄用地図(住宅地図及び広域地図)の貸与 (2) 一定期間の複製利用許諾 (3) WEB用住宅地図の提供
27	茨城県潮来市及び千葉県香取市の飲料水兼用耐震性貯水槽共同設置に関する協定	茨城県潮来市	平 26. 11. 27	総務課	両市の市民の安心と安全の確保を図るため、貯水槽を共同して整備。設置に係る工事費用(委託料を含む)の負担割合については、世帯数による応分とする。なお、維持管理費用については、潮来市の全額負担とする。
28	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	平 27. 5. 27	社会福祉課	福祉用具等物資の供給について協力を要請できる
29	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	平 28. 1. 27	総務課	(1) 物資の供給(食料品・飲料品・日用品など) (2) 店舗営業の継続又は早期営業再開を要請できる
30	災害時相互応援協定	佐賀県鹿島市	平 28. 4. 23	総務課	災害応急復旧対策全般を相互に応援する
31	災害時の医療救護活動についての協定	一般社団法人 香取郡市医師会	平 28. 09. 13	総務課	医療救護活動を実施するにあたり、医療救護班の編成・派遣を要請できる ※H18. 06. 01 に締結した協定内容を見直し、再締結
32	災害時の医療救護活動等についての協定	香取郡薬剤師会	平 28. 09. 13	総務課	医療救護活動を実施するにあたり、医療救護活動への薬剤師の派遣を要請できる
33	災害発生時における香取市と日本郵便株式会社香取市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社香取市内郵便局代表日本郵便株式会社	平 28. 11. 1	総務課	(1) 緊急車両等としての車両の提供 (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の乙への相互提供 (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動 (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供 (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項 (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったものうち協力できる事項 ※同時に平常時の別協定「香取市と日本郵便株式会社香取市内郵便局との包括連携協定」あり ※H20. 10. 01 に締結した協定内容を見直し、再締結

	協定の名称	相手方	締結日	担当課	概要
34	大規模水害時における広域避難の連携に関する協定	茨城県潮来市、茨城県稲敷市、茨城県神栖市	平 29. 2. 7	総務課	利根川、霞ヶ浦及び常陸利根川沿川区域において大規模な水害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、協定市内の避難場所の利用にかかる相互援助を円滑に行う。 (1) 協定市内の指定避難場所の相互利用 (2) 避難場所の状況や避難者の把握のほか、必要となる情報の収集及び提供 (3) 被災者の一時収容のための施設の提供及び斡旋 (4) 援助物資の調達及び提供 (5) 前各号に定めるもののほか特に必要となる事項
35	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	平 29. 3. 1	総務課	建設資材、金物・工具等の物資の供給について協力を要請できる
36	停電時における香取市防災行政用無線の活用に関する協定	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社	平 29. 03. 16	総務課	防災無線を通じて停電情報の提供を行い、市民生活の安心・安全の確保および秩序の維持を図る
37	地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定	一般社団法人千葉県建設業協会香取支部	平 29. 3. 30	総務課	香取市が管理する道路、河川、その他の公共土木施設及び農林水産業施設における損傷箇所等の被害状況の把握と甲への報告、及び応急措置・応急復旧工事
38	地震災害発生時における応急対策活動に関する協定	千葉県建築士会香取支部	平 29. 3. 31	都市整備課	(1) 香取市が災害対策本部の下に設置する被災建築物応急危険度判定に係る実施本部の判定コーディネーターによる支援 (2) 香取市が指定する防災拠点施設、医療施設、避難所及び社会福祉施設等の被災建築物応急危険度判定 (3) その他香取市が必要と認める施設及び家屋の被災建築物応急危険度判定
39	災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定	千葉県理容生活衛生同業組合香取支部	平 29. 6. 27	総務課	避難所等での理容ボランティアの実施を要請できる。
40	災害等における公共施設等の復旧業務に関する協定	香取市管工事協同組合	平 29. 11. 6	総務課	香取市上下水道事業施設の機能を維持するとともに災害の発生及び被災に伴う被害の拡大を未然に防止し、また、被災した公共施設等の復旧を円滑を図る

	協定の名称	相手方	締結日	担当課	概要
41	災害発生時における電気設備等の復旧に関する協定	千葉県電気工事工業組合佐原支部	平 29. 11. 6	総務課	(1) 公共施設及び避難施設の電気設備等の復旧活動に関すること (2) 香取市内における電気にかかる事故防止に関すること (3) 活動中における二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと (5) その他、甲が必要と認める緊急復旧作業に関すること
42	原子力災害時における県外広域避難に関する協定	茨城県大洗町と銚子市・旭市・匝瑳市・香取市・多古町・東庄町	平 30. 3. 27	総務課	東海第二原子力発電所から 30 km 圏内 (LPZ 圏内) に位置する大洗町が避難対象となった場合に、全町民 1 万 8 千人を香取・海匠地域 4 市 2 町で受入れ 指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を大洗町民の避難所として提供 避難受入市町が県外広域避難の受け入れをする場合の期間は、原則として 1 か月以内
43	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令 1. 7. 25	総務課	市ホームページのキャッシュサイト作成 「Yahoo!防災速報」による自治体からの緊急情報の配信
44	災害時等における協力に関する基本協定	成田国際空港株式会社と香取市・成田市・富里市・山武市・栄町・神崎町・多古町・芝山町・横芝光町	令 2. 3. 25	企画政策課	成田空港周辺 9 市町に災害が発生した際に、成田国際空港株式会社の施設、食料及び資機材を提供
45	香取市での災害等における調査研究・支援活動に関する協定	NPO 法人クライシスマップーズ・ジャパン	令 2. 4. 1	総務課	無人航空機 (ドローン) を活用した被災状況の調査、被災地図の作成
46	災害時における資機材のレンタルに関する協定	株式会社ダイワテック	令 2. 4. 1	総務課	災害時に資機材 (ソーラーハウス) のレンタルを要請できる
47	災害における支援協力に関する協定	千葉県行政書士会	令 2. 4. 1	総務課	災害時に協定内に規定する実施可能な行政書士業務を要請できる
48	災害時における資機材リースに関する協定	株式会社日乃本鹿嶋	令 2. 4. 1	総務課	災害時に資機材 (発電機) のリースを要請できる
49	災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定	一般社団法人 千葉県ベストコントロール協会	令 2. 7. 21	総務課	感染症の拡大を防ぎ市民生活の安定を回復するための防疫業務を要請できる
50	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	セツカートン株式会社	令 2. 7. 22	総務課	避難所の設営等に必要物資を要請できる
51	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社成田支社	令 2. 8. 17	総務課	長期停電の早期復旧及び事前対応並びに停電の未然防止 (他覚書 3 件有)

## 様式 自衛隊災害派遣要請書等

第 号

年 月 日

千葉県知事 様

香取市長 印

### 自衛隊災害派遣要請書（依頼）

自衛隊法第 83 条第 1 項の規定により自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

#### 記

1. 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2. 派遣を希望する期間

年 月 日から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3. 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4. その他参考になるべき事項

(連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等)



第 号

年 月 日

千葉県知事

様

香取市長

印

自衛隊災害派遣撤収要請書（依頼）

年 月 日付け 第 号で依頼した自衛隊の出動について、下記  
のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収日時 年 月 日 時 分

2. 撤収理由

3. その他必要事項

